

平成20年第2回美祢市議会定例会会議録(その3)

平成20年9月5日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
建設経済部長	伊 藤 康 文	総合観光部長	山 縣 博 行
美 東 総 合 支 所 長	坂 本 文 男	秋 芳 総 合 支 所 長	小田村 治 久
病院事業局長	藤 澤 和 昭	教 育 長	福 田 徳 郎
教育委員会 事務局 長	國 舛 八千雄	消 防 長	金 子 正 治

総務部長
財政課長
総合政策課長
企画政策課長
市民福祉課長
生活環境課長
市民福祉課長
高齢障害課長
上下水道課長
代表監査委員
農業委員会
農事務局長

羽根 秀実
佐々木 郁夫
福田 和司
山田 悦子
矢田部 繁範
三好 輝廣
古屋 安生

総務部長
監理課長
市民福祉課長
地域福祉課長
市民福祉課長
健康増進課長
建設経済課長
農林課長
会計管理者
監査委員
事務局員

斉藤 寛
五嶋 敏男
佐伯 由美子
中村 弥寿男
久保 毅
井上 真知子

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

- 7 山中 佳子
- 8 岡山 隆
- 9 南口 彰夫
- 10 田邊 諄祐
- 11 高木 法生

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは議事日程表第3号、以上1件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において佐々木隆義議員、原田茂議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。山中佳子議員。

〔山中佳子君 登壇〕

7番（山中佳子君） 皆さん、おはようございます。開政会の山中佳子です。一般質問発言通告書により一般質問をさせていただきます。

秋芳町内の簡易水道の普及率は旧美祢市、美東町と比較しても大変高く、ほとんどの家庭に上水道が行き渡っております。しかしながら、嘉万の半田や別府を水源とする北部地区と比べると、岩永を水源とする南部の秋吉、岩永地区は、水質の面において石灰分が非常に多く含まれており、加熱すると不溶性となって沈殿します。ポット、やかんなど水を沸騰させる器具は気をつけて洗っていても石灰の付着は取り切れず、ボイラー、瞬間湯沸器に至っては石灰分の内面付着で耐用年数が極端に短くなっています。

近年では、高額な家庭用の軟水器を個人で設置される方や、北部地区の上質の水を御好意により分けていただき、1週間分くらいポリタンクに取りおきしておき、炊飯、コーヒー、お茶に利用される方も多くなりました。

ライフラインである電気、水道、道路の整備は美祢市においては最低限なされていると思いますが、若い人たちの定住、健康のことなどを考えますと、石灰を含まない上質の水の配給は、新市としてぜひ取り組んでいただきたい課題だと思っております。

世界的には、将来、水1リットル当たりの値段は石油よりも高くなるのではないかとされていますが、名水100選に選ばれた水源地を持ちながら、観光客の多い秋芳洞地域でその水が提供できないのはとても残念です。風光明媚で自然豊かな秋吉台近郊に良質な水が供給されれば、これから新市が目指す若者の人口定住の一翼を担うことも可能になると思います。

ちなみに、秋吉簡水の水源地のカルシウム、マグネシウム等含有量は1リットル中150ミリグラムを超え、超硬水レベルに近いものがあります。

旧秋芳町でもこの問題は議会でも取り上げられ、嘉万地区半田水源からの供給等も考慮しながら、山口県水道協会及び県庁担当課と協議しながら、新市において進めていくという方向が示されています。

非常に厳しい新市の財政状況ではありますが、私たちは安全・安心な生活を送りたいと願っています。ぜひ何らかの方策を講じてほしいと思いますが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、成年後見制度について。

昨今、振り込め詐欺や悪徳商法、不法な出資勧誘等により財産上の存在をこうむる事件が多発しています。悪質なものは、判断能力に衰えのある高齢者をねらい撃ちしてくることも多く、数年前に、埼玉県富士見市に住む認知症姉妹が、悪質な住宅リフォーム詐欺と信販会社の過剰与信によって、総額4,000万円もの財産を奪われたケースは、国を挙げての高齢者に対する財産侵害被害対策のきっかけともなりました。

この姉妹は、工事代金支払い不能により自宅を競売にかけられてしまいましたが、競売物件のチラシを見て不審に思った近隣住民からの通報により、富士見市が執行裁判所に申し立てを行って競売を中止させ、市の消費生活相談員らが姉妹宅を訪ねたところ、リフォーム工事の契約書や領収書が多数見つかったというもので、中には原価2,500円程度の耐震金具を18万円で購入されたという契約書もあったと言います。

本人がだまされたという意識を持っていない、対処法がわからない、近親者にもそのことを告げないという水面下の事案は身近にたくさんあると思われます。

このような被害を防止するためには、家庭裁判所により成年後見人や補佐人の選任をしてもらっておくことが何よりも大事になってきます。富士見市のケースでも、

後見人がついていれば被害は最小限に食い止められ、迅速にその回復も図られたはずです。

しかし、後見開始の審判を申し立てるには二つの大きな問題があります。

一つ目は、申立人の資格が4親等内の親族等に限定されているということ。これは、身寄りのない者は申し立てをしてくれるものがおらず、後見制度の入り口にすら立つことができないことを意味します。また、近親者があっても問題意識を持っていない、近親者自身が対象高齢者と対立している、あるいはその財産を食い物にしているなどにより、申し立てをしないこともあります。

しかし親族がないか、あっても疎遠であるとか、費用を負担したくないとして申し立てを拒否しているなど、事実上申し立てをする者がいないときは市区町村長が申し立てをすることができるように法整備はなされています。

そこでお尋ねします。成年後見人の選任について、旧郡部も含め今まで市長が申立人になった事例がありますでしょうか。また、市長が申し立てをするために満たすべき要件をお答えください。

二つ目の問題は費用についてですが、申し立てについては申し立て費用、登記手数料、鑑定費用等20万から25万かかり、申立人負担となっています。

以前は市町村長が申立人になる場合に限り、申し立て時に必要な費用と、審判後に継続的に必要になる後見人に対する報酬を、全部または一部について、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の助成がなされるようになっていました。

これは、厚生労働省が所管官庁となって推進している地域支援事業の一環として全国の自治体で広く取り入れられていますが、近年の関連法の改正を受けて、厚生労働省社会援護局保健福祉部障害福祉課の本年3月28日付各都道府県あての事務連絡によりますと、要約しますと、本年4月1日以降は「市長申し立ての際の親族の確認は2親等内にとどめ、さらに費用の助成は市長申し立ての場合に限定しないこととする」とあります。

つまり、おじ、おば、いとこが存在する場合でも、市長申し立てが可能となったということであり、孫が祖父母について審判開始を申し立てる場合も費用助成が可能となったということです。市長申し立ての場合だけでなく、親族申し立ての場合も費用助成ができるようになったということです。このように、市長申し立ても費

用助成もその対象者が飛躍的に拡大されています。

そこで次の質問ですが、この事務連絡を受けて美祢市はどのように対応されているか。また、各自治体において地域支援事業実施要綱が策定されていますが、美祢市はどのように取り組まれているかお答えください。

以上、壇上よりの質問を終わります。

〔山中佳子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 山中議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の「石灰分を多く含む水道水の影響とその対策について」であります。

御案内のとおり、美祢市は、ほぼ全域が秋吉台カルスト台地の影響を受けておりまして、水源としているその地下水についても石灰分を含むため、秋芳町秋吉・岩永地区においても簡易水道の硬度は、先ほど議員おっしゃいましたけれども約140から160と比較的高い数値が示されておるところでございます。

さて、石灰分を多く含むことによる硬度の高い水道水の影響についてでございますけれども、日常生活をされて石けんの泡立ちが悪くなったり、また、食べ物の味に影響を与えたり、ボイラーの熱伝導率の低下それからパイプ閉塞の原因になる等の影響が考えられておるところでございます。

しかしながら、水道水の硬度につきましては、おいしい水を供給するための基準でもあります「快適水質項目」の一つということになっております。人の健康に影響を及ぼす大腸菌群、シアン等の数値を定めました「基準項目」とは異なることから、硬度が高いことによる人体の健康への影響はないというふうに考えられておるところでございます。

次に、この硬度を低下する対策としましては、旧美祢市に既に設置をされておりますように取水場に硬度低減化装置を設置をいたしまして、水処理をする方法、または旧秋芳町の秋吉、別府、嘉万3地区の簡易水道施設の統合を行いまして、嘉万簡易水道の半田水源の、硬度33なんです、比較的低い水を供給する方法が考えられているところです。これは先ほど議員もおっしゃいましたね。

しかしながら、いずれの方法も、その事業遂行のためには多額の資金を要するという、加えて簡易水道施設の統合による方法につきましては、水源の地元との

調整が必要不可欠ということです。さらに、半田水源の揚水量に余裕がないということから、これは慎重な検討が必要というふうに考えております。

2点目の「成年後見制度について」であります。

成年後見制度の利用支援につきましては、老人福祉法によりまして「介護予防・生活支援事業」として、平成13年度から制度化されまして、低所得者に対しまして成年後見制度利用に係ります諸経費の助成及び申立人がいない場合、市町村長が申し立てを行います「成年後見制度利用支援事業」が実施をされておるところでございます。これも先ほど議員がおっしゃいました。

しかしながら、平成18年4月の介護保険制度改正を受けまして、介護予防それから生活支援事業は廃止をされまして、介護保険事業内の「地域支援事業」の一つといたしまして「成年後見制度利用支援事業」が設けられたところでございます。

この地域支援事業は、介護保険制度の円滑な実施の観点から、介護予防事業とともに、介護が必要となった高齢者が、地域において自立をした日常生活を営むことができるよう支援をするための事業が盛り込まれておるところでございます。

この中の権利擁護事業もその中の一つで、地域包括支援センターにおきまして相談等を受け付け、必要に応じて成年後見制度利用支援事業につなげる等、制度の活用促進に努めることとなっております。

また、障害者自立支援法におきましても、市町村が実施主体となる地域生活支援事業が定められまして、平成18年10月から障害者等の相談支援事業の一環としまして成年後見制度利用支援事業を実施することとなったところであります。

このように、成年後見制度は認知症、知的障害、精神障害など物事を判断する能力が十分でない方に対しまして、不利益をこうむらないよう支援をするため、本人の権利を守る援助者を選任することによりまして、法律的に支援をするという制度であります。

成年後見制度は、将来、判断能力が不十分となった場合に備えまして、「だれに」、「どのような支援をしてもらおうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」と、判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって援助者としたしまして成年後見人等が選ばれます「法定後見制度」があり、利用するためには家庭裁判所に審判の申し立てをする必要があります。

また、法定後見制度におきましては、家庭裁判所によって選ばれました成年後見

人等が本人を代理して契約などの法律行為を行いますほか、本人が行った不利益な法律行為を後から取り消すなどの本人を保護・支援することになります。

家庭裁判所に審判の申し立てができる人は本人、配偶者、4親等内の親族、検察官などに限られますが、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない方を保護するため、市町村長が審判の申し立てを行うことができることとなっております。

美祢市における成年後見人の選任状況でございますけれども、旧美東町及び旧秋芳町含めまして、市長または町長が申立人になった事例につきましては、また後見報酬を支払った事例ともありません。支援申請に備えまして、平成19年度予算では、旧一市二町合わせまして、成年後見制度支援事業費といたしまして191万9,000円を、また平成20年度におきましては、申し立て費用及び後見報酬といたしまして97万2,000円を予算計上いたしておるところでございます。

山口県内におきましては、現在、13市5町で事業を実施しておりまして、平成19年度の成年後見制度利用支援状況は、市町長申し立ては全体で25件、後見報酬助成は6件の実績があるということでございます。平成18年度と比較をいたしますと、市長・町長申し立ては6件、後見報酬助成は4件増加をしております、今後も増加の傾向があるというふうに思われるところでございます。

成年後見制度につきましては、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であるということや、費用負担が困難なことから利用が進んでいないとの指摘もありまして、今後さらに制度の利用促進を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、県内13市の成年後見制度利用支援事業に関する実施要綱の制定状況であります。美祢市を含め3市が未制定でございまして、本市も早急に要綱を制定をし、制度を必要としておられる方が利用しやすい体制を確立をいたしたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 山中議員。

7番（山中佳子君） それでは、簡易水道について再質問させていただきます。

市長の今のお考えはよくわかりました。私たちの生活に欠かせない上質の水の確保については、旧美祢市におかれましても同様の苦勞をされたと聞いています。そ

のために数年前水源地に石灰除去装置を設置されたというお話でしたが、その当時の社会的背景、水質検査による硬度値、設置費用、また除去効果はどの程度であるかお教えてください。

簡易水道の水質改善は、本来なら旧秋芳町時代に取り組むべき事業だったろうと思います。別府地区だけでなく、近年、嘉万地域にも硬度33という良質で豊富な水が確保されたことにより、水質に関してあきらめかけていた秋吉・岩永地域にも希望の灯がともりました。秋芳町内各地区の必要水量、水源地の水量調査等、いま一度調査研究していただき、現水源地への石灰除去装置設置も含めた対策をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 矢田部課長。

上下水道課長（矢田部繁範君） それでは、山中議員さんの再質問にお答えいたします。

まず初めに、旧美祢市においての硬度低減化装置でございますが、水道を給水した市民より直接電話や苦情がかなり寄せられております。それで、設置する5年前に市内の各団体よりの陳情書が出され設置に至りました。設置は平成8年8月1日より給水をいたしまして1日8,000トンの処理施設で、費用は1億6,000万かかりました。

効果でございますけど、原水硬度が1リットル当たり175が今処理した水が95で供給しております。

秋芳町4地区の水量でございますけど、秋吉地区が1日に約496立米、岩永が764、別府簡易水道が378、嘉万地区の簡易水道でございますが、これが半田水源を利用しておりますが502等となっております。秋吉地区においては硬度が137、岩永地区では168となっております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 山中議員。

7番（山中佳子君） 現在の嘉万半田水源からの取水は揚水量から見れば無理のようですが、新たにこの近辺に水源を求めた場合の可能性も探ってみていただけませんか。

一昨日の議会提出議案説明の中で市長は「水道法の基本理念に基づき水道施設や管路の計画的な整備改良を行い、適正かつ効率的な維持管理を実施し、安全な水道

水の安定持続供給に努めてきた」と言われました。これからもそのお気持ちは変わらないと思います。健康面からも美祢市の将来的発展のためにも、安全で良質な水の供給について、ぜひいま一度検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 議員がおっしゃることよくわかります。私もかつて旧美祢市の水道の責任者をしておったことがあります。水道水についてはライフラインということで、これについての重要性は十分認識しております。

今の御質問にあった地区の硬度の低減化につきましても、私が今壇上でお話ししたようにいろんな側面があります。それと経費的なこともあります。これから全市の水道について、旧美祢市が上水道を持っており、それから簡易水道を持っており、そして旧秋芳、美東は簡易水道があるということで、事業の統合とかいろんな面も含めまして、今後いろんなことを検討する必要があるというふうに考えています。その中でこの件についてはまた考えさせていただきたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 山中議員。

7番（山中佳子君） ありがとうございます。期待しております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に成年後見制度についての再質問をさせていただきます。

今のところ、美祢市では、成年後見人の選任について、市長が申立人になった事例はないということですが、全国的に見ても高齢者の権利保護は喫緊の問題であり、特に高齢者の人口比率の高い美祢市のような地方都市では、今後非常に大きな問題になってくると思います。美祢市独自の実施要綱については、厚生労働省の事務連絡発出から5カ月が経過しており、一刻も早く作成されることを望みます。

そこでお尋ねですが、いつまでにどのような内容で要綱の作成をされるのか、またその内容を一般市民や福祉関連機関、社会福祉協議会、民生委員、入所施設、医療機関などに知ってもらうためにどのような具体的な方策を講じるおつもりでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、山中議員がおっしゃいました厚生労働省の通達につきましては、ことしの3月に都道府県あてに出されたものでございます。それから県よ

り市・町に対しましてはその写しが送られてきておるといふものでございまして、このことについては、壇上でも申し上げましたように、非常に重要なことというふうに思っております。これから高齢化もまだ進行しておる段階でもございまして、非常に重要なことであるというふうに私市長として認識しておりますので、この要綱につきましては今年度中に策定をいたさせたいというふうに考えております。

それから周知の方法等につきましては、最も市民の方に知っていただける方法をよくわかっていただける方法をこれから担当課の方に指示をいたしまして、それによりまして周知を申し上げたいというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 山中議員。

7番（山中佳子君） 今ここに山口市の実施要綱を持っていますが、その第4条2項を見ますと「対象者の親族が申し立てをしないときも市長が審判請求ができる」となっています。言いかえると、2親等内の親族がある場合でも、必要ならば市長申し立てができるということで、厚労省の事務連絡よりもさらに一步踏み込んだ内容となっています。近隣の市に負けない思いやりのある実施要項ができますことをお願いしまして一般質問を終わります。

.....
議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

2番（岡山 隆君） 皆さん、おはようございます。いつも大変にお世話になっております公明党の岡山隆でございます。現在、国における政局が大変混迷しておりますが、私は、市民の皆様にお役に立てるよう足元をしっかりと固めながら、真剣に質問をしてまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして最初の質問をいたします。

まず初めに、「どうする地球温暖化対策」であります。

地球温暖化の問題が国際的に大きくクローズアップされている現在にありまして、世界的に気温は上昇を続け、その影響がさまざまな分野に広がりを見せているわけでありまして、

地球温暖化の原因は何か。今から100年前、産業革命以降人間の活動が主な原因とされております。工業製品などの大量生産のため、工場では石油や石炭を大量に燃やすことになったわけでありまして。その結果、発生した二酸化炭素CO₂やメタ

ンガスなどの「温室効果ガス」が大気中に排出されて、ふえ過ぎたことが地球の温暖化につながったと言われております。この100年間で世界の平均気温は0.7度上昇、日本の平均気温は1度も上昇しています。特に、1990年代からの10年間は、過去1000年間で最も暑い10年間だったとわかっております。

今後、気温の上昇を抑えなければ、生態系や気候に大変影響があると国連の「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)の報告書に述べられております。

具体的には、極端な高温や熱波、大雨が頻発、熱帯低気圧の強度が増大、水不足に苦しむ人が数億人増大、植物の30%が絶滅の危機に直面し、栄養不足やマラリアなどの感染症に苦しむ人たちが増加するとされております。

産業革命前までは、大気中のCO₂濃度は250ppm前後、電気やガス、自動車は当たり前となった現在におきましては370ppmを超えていると言われております。このままでいくと2100年(90年後)には1000ppmを超えてしまうという試算もあります。

二酸化炭素CO₂は無色・無臭の気体であり、基本的には毒ではありませんけれども、CO₂がなければ植物は光合成ができず、植物は育ちません。しかし、ふえ過ぎることに問題があるわけでありまして。そこで、皆さんはこのCO₂の200ppmそして400ppm、1000ppmの濃度がイメージできないと思いますので、このCO₂の濃度を赤色の溶液に見立ててみました。比色管に入れておりますので見ていただければいいかなと思います。

(比色管内液の赤色濃度の説明) こういう形、今から100年前、産業革命以降は大体200ppm、これが今現在化石燃料をどんどん使って、皆さん便利になりましたけれどもCO₂がふえて大体370、400になります。このように。そして90年後、今のままでCO₂を排出し続けるということはどういうふうになるかという1000ppm、こういうふうになったときには生態系は本当に大変な状況になることが想定されているわけでありまして。目に見えません。これが赤色の濃度であらわしたためにこういうふうになるということを皆さん知っていただきたい。まさにこれ人ごとではない。いろいろ後期高齢者の問題もありますけれども、それ以上に生きることが難しくなるというそういう問題であります。すぐに結果が出ないわけでありましてけれども、本当に深刻な人間の生存していく上での非常に問題になっているということでもあります。

そこで、世界各国は1997年に開かれた地球温暖化防止京都会議で数値を定めて、CO₂などの温室効果ガスの排出量を減らしていくことに合意いたしました。日本では2012年末までに1990年の排出量に比べ6%を減らす約束をしたわけであり、しかし、CO₂の削減への取り組みは進んでおりません。これは皆様も御存じだと思います。2006年の排出量速報値は何と8%もふえているわけであり、

そこで、環境省は家庭からのCO₂を減らすために、1人が1日に出すCO₂の量は約6キログラムですが、これを1キログラム減らそうと国民に呼びかけているわけであり、そこで、地球温暖化を防止するためには、一人一人がこれまでのライフスタイルを見直し、エネルギー消費量を少なくするなど、地球温暖化に向けた具体的な実践活動に取り組んでいかねばなりません。

美祿市として地球温暖化防止についてどのようなことを行われようとしているのか、エコ実践プランの策定としてどのような実施状況であるのかお伺いいたします。

次に、京都議定書で約束した6%のCO₂削減を実現するために、家庭でのCO₂削減目標が年間約3,700万トンということになっております。ちなみに、国民1人に課せられた1日に減らす1キログラムのCO₂量というのは、サッカーボール100個分の体積に当たります。

私たちはなかなかライフスタイルやワークスタイルを変えることができないわけであり、そうして手をこまねいていると確実に地球温暖化が進行していき、取り返しのつかない臨界点に達したときにはもうおそ過ぎるわけであり、一人一人が地球温暖化に対して危機意識を持って、自分は我が家庭からCO₂削減に対してまず自分がやるとの心の変革がない限り地球温暖化は進んでいくわけであり、

よく言われますが、家庭での温暖化対策が広まらない理由が主に二つあるそうです。その一つに、自分がCO₂を出しているという実感がない。もう一つは、対策をしてもその効果がわからない。これを実感することができればやる気を持って取り組めるということでございます。

CO₂を削減できるものがこの市庁舎を含む公共施設や家庭でも多くあるわけであり、まず、市庁舎の所属部署責任者から、エアコンの設定管理や通勤バス、鉄道、自転車の利用、パソコンなどの事務用品の省エネルギー対策などの啓発活動

や、市民の皆様にはCO₂削減への自動車に関する燃費のむだであるアイドリングストップ、長時間停止する際にはエンジンをとめるとか、適切なアクセル操作、ふろの残り湯を洗濯に使用、買い物バックの持ち歩き等、パソコン、テレビ、冷蔵庫などの家庭電化製品も節約できることがあります。市から市民の皆様にご事あるごとに市報紙やMYT放送を通じて、身近なところからCO₂削減をしていくための啓発活動をしていただきたいと思いますのであります。この点に関して市長の御所見はいかがでしょうか。

さて、次にライトダウンキャンペーンの取り組みについてでございますが、現在、環境省は「100万人のキャンドルナイト」という冬至と夏至にやられているイベントで、これは午後8時から10時までライトを消すイベントであります。日本中の企業や公共施設に消灯を呼びかけて、その結果6万3,000カ所施設が参加しております。昨年においてであります。約81万キロワット電力の削減ができたそうであります。これは日本だけではなく海外でも実施されてきつつあるそうあります。

皆さんも御存じのように、北海道洞爺湖サミットの初日の4月7日を「みんなで地球温暖化を考え、行動する日」とするため、7月7日をクールアース・デーとすることに発表しております。このクールアース・デーには、七夕ライトダウン全国15万施設がこのたび参加したということがインターネットで紹介しておりました。今後、世界各国で7日7日がクールアース・デーとしてCO₂削減ライトダウンキャンペーンが行われるようになります。従いまして、美祿市としてこの7月7日のクールアース・デーはどのようなCO₂削減、ライトダウンキャンペーンをしようとしてされているのか御所見をお尋ねします。

続きまして、新エネルギー対策についてであります。

ことしの洞爺湖サミットでは地球温暖化防止が主要テーマとして議論され、議長国である我が国においても、2050年に温室効果ガスの排出量を60から80%削減するという積極的な目標を掲げております。化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められています。

その新エネルギーの中でも太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で170.9万キロワットであり、ドイツ、米国とともに世界をリードしてきた経緯

があります。その後普及の足が減速してきた経緯がありますけれども、太陽光発電世界の座を奪還するためには、国による住宅用太陽光発電導入の対策費用助成金補助事業制度の再導入や、導入コスト削減にかかわる技術開発促進策など、普及促進のための情報発信・啓発活動の推進が求められようとしています。

低炭素社会を実現していくためには太陽光、風力、水力、バイオマス、未利用のエネルギーなどや、新車販売のうち2台のうちに1台の割合で次世代自動車を導入することも考えられます。

今後、「低炭素社会の美祢市」を目指すためにも、太陽光発電使用施設や市長が使用する公用車、市行政が使用する車に関しては次世代自動車の積極的導入を図っていこうとされているのか、太陽光発電システムの普及促進に関して、市行政として目に見える形でどのような対策を施されようとしているのかをお尋ねいたします。

最後に自殺予防対策についての質問であります。

自殺の原因にはさまざまな要因が複雑に関係しておりますが、自殺に至るまでには心の病気が隠されていることが圧倒的に多くっております。とりわけ、うつ病によるものが増えておりますが、うつ病はだれでもがかかる可能性があり、決して珍しい病気ではありません。統計によれば、日本人におけるうつ病の生涯有病率は6.5%とされており、日本人の15人に1人はうつ病にかかっている可能性があると言われております。うつ病はいまや国民病と言っても言い過ぎではありません。

以前私が勤めていました会社で、同じ部署の社員がうつ病にかかって、みずからの存在価値を否定するようになり、2名の方が自殺に至ったことがありました。当時は現在のようなメンタルヘルスケア治療を導入しておらず、その結果、会社はとうとい必要な人材を失ったわけであります。うつ病はきちっと治療すれば回復する病気ではありますが、一番怖いのは、適切な治療を受けずに放置し続けたならば、自殺へとつながるということであります。

私は、うつ病の治療として全国に先駆けて「認知行動療法」を導入し、成果を上げている沖縄県の県立総合精神保健福祉センターについてのお話を伺いました。認知行動療法とは、うつ病特有の否定的な思考を前向きに修正するための訓練で、同センターの講習修了者の92.5%の方が復職や再就職を果たすなど、改善が見られたとのことでした。私は、うつ病は回復できる病気だと改めて感じたところであ

ります。

我が国の自殺者は年間約3万3,000人に上っております。交通死亡者数より約5倍以上に上っているわけであります。自殺死亡率は2002年の世界保健機構(WHO)の調査によって、全世界において男性が11位、女性が6位という、世界的に見ても高い比率となっているその我が国が取り組むべき喫緊の課題となっているわけであります。

昨年6月には自殺総合対策大綱が策定され、そしてさまざまな取り組みがされております。山口県における自殺者は年間約400人で推移しており、自殺死亡者は全国平均より上回っている状況であります。美祢市では年間約10人の方が亡くなられ、その家族や友人が悲しい思いをされております。美祢市におきましてはこの自殺防止対策は取り組むべき課題となっているわけであります。美祢市としてもこの自殺者の減少に向けた取り組み、この自殺総合対策計画を導入して、早急に対応する必要があると考えます。

そこでお尋ねいたしますが、美祢市では今後どのように自殺防止対策に取り組まれようかとされているのか御所見をお伺いいたします。

以上をもちまして1回目の質問を壇上より終了いたします。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

議長(秋山哲朗君) 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長(村田弘司君) 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の「地球温暖化対策について」であります。

まず、エコ・アクションプランの実施状況についてであります。

地球温暖化は、私たちの日常生活や事業活動に伴って発生をいたします二酸化炭素等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加することによりまして、地球全体の温度が上昇する現象で、自然の生態系や生活環境に大きな影響を及ぼす重大な環境問題であります。

近年の地球温暖化問題に対します国際的関心が高まる中、平成9年12月には京都でいわゆる「地球温暖化防止京都会議」が開催をされまして、二酸化炭素を初めとします温室効果ガスの削減目標につきまして定めたいわゆる京都議定書が採択されたところでございます。これは議員御承知のとおりでございます。

我が国でも、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成11年4月に施行されまして、地球温暖化対策の取り組みに対する国、地方公共団体、事業者及び国民の責務など、地球温暖化対策に関します基本的な事項が規定をされたところでございます。

この中で、都道府県・市町村では、その区域の自然的、社会的条件に応じました温室効果ガス排出の抑制等のための施策を推進するとともに、当該自治体の事務・事業に関し、温室効果ガス排出抑制等のための率先実行計画を策定するものとされておるところでございます。

従いまして、本市におきまして、市役所の日常業務の中で電気、ガス、ガソリン等の使用量を把握をいたしまして、数年後の目標値を定め、省資源それから省エネルギーなど環境への負荷を低減するための取り組みを図る率先実行計画を策定に向けて検討をしておるところでございます。

さらに、市の事務及び事業に関しますこの率先実行計画を策定後、市民及び市内事業者の皆様における二酸化炭素削減の具体的な取り組みとして、全市的な計画となります地域推進計画の策定についても只今検討していく必要があるというふうに考えておるところでございます。

現在、率先実行計画は未策定ではまだありますけれども、市役所全体での実施状況は、サマースタイルの実施と、今回私どもこういう格好で上着を脱いでおりますけれども、冷暖房の温度設定の徹底、それから昼休みには必ず消灯させております。オフィスをですね。それからミสปrintの裏面の再利用などを呼びかけまして職員に周知徹底、ですから省エネそれに結びつく地球温暖化効果ガスの削減についてですね、常に市民が認識をするように行っております。

また、市内企業におきまして、独自にノーマイカーデーの設定などを実施され取り組まれている企業もあるところでございます。

次に、地球温暖化に対します啓発・広報活動についてでございます。

啓発・広報活動につきましては、地球温暖化防止関連イベントの参加、それから6月下旬から7月上旬に実施しました県内一斉ライトダウンキャンペーンの参加の呼びかけなどを広報及び有線テレビを通じて行っておるところでございます。また、温暖化対策の県民運動の取り組み等のリーフレットの配布を実施をしております。

次に、ライトダウンキャンペーンの取り組みについてであります。

県では、平成15年から地球温暖化防止を目的に「ライトダウンキャンペーン」を実施をしているところであり、平成20年度につきましては6月21日から7月7日までをキャンペーン期間といたしまして、期間初日であります6月21日と期間最終日である7月7日を重点日と定め実施をいたしたところでございます。

2日間の重点日のライトダウンには、県内360の施設等が参加協力をしておりまして、本市におきましても皆様御存じの秋吉台国際芸術村を初めまして道の駅「おふく」など商業施設、企業など合計10施設が参加協力をしておるところでございます。

最後に新エネルギー対策についてであります。

新エネルギーは太陽光発電、風力発電、ハイブリッド車を含みます電気自動車などが挙げられます。今日、エネルギーの安定供給の確保や地球環境問題への対応等の観点から、資源制約が少なく環境負荷の小さい新エネルギーの導入を促進する必要性が高まっており、これは先ほど議員が日本について言われましたけど、本当に国際的にそういうふうな意識が高まっておりまして、

今後とも行事等通じまして新エネルギー導入の普及啓発に努め、財政が厳しい状況ではございますけれども、国・県の新エネルギー施策を踏まえまして、時代の要請に沿いました施策を検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、2点目の自殺防止対策についてであります。

初めにメンタルヘルス対策支援センターの設置についてであります。

厚生労働省は本年度から企業のメンタルヘルス対策を支援するために、民間のメンタルヘルス相談機関の登録・紹介を行います事業を新たに開始をし、事業所と事業所外の地域資源を結び、労働者の健康づくりを目的といたしまして、都道府県産業保健推進センターに「メンタルヘルス対策支援センター」を設置をいたしたところでございます。これによりまして、山口県におきましても、山口産業保健推進センターに設置をされまして、9月から運用をされておるところでございます。

メンタルヘルス不調の早期発見と適切な対応は、メンタルヘルス対策上重要であると、これは先ほど議員がおっしゃるとおりでございます。保健センターにおいても、市民の皆様が気軽に相談できるよう、精神保健福祉センター等関係機関との連携を図りながら体制整備に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

います。

次に、総合的な自殺対策に対する取り組みについてであります。

現代社会はストレス過多の社会でございます。少子高齢化、価値観の多様化が進む中で、核家族化や都市化の進展に伴い、従来の家庭それから地域のきずなが弱まってきているという現状がございます。だれもが心の健康を損なうおそれがあるという状況にあらうかというふうに思っています。

自殺は現在、大変深刻な社会問題となっております。先ほど議員がおっしゃいました。我が国の自殺者は平成10年には年間3万人を超え、その後も高い水準が続いております。また本人にとってこの上ない悲劇というだけではなく、家族や周りの方々にも大きな悲しみをもたらすものでございます。

自殺の原因は個人の自由な意思や選択の結果と思われがちでございますけれども、実際には倒産、失業など経済的問題のほか病気の悩みそれから介護、看病疲れ等さまざまな要因が複雑に関係をしております。御指摘のように多くがうつ病の精神疾患を発症しておるといふふうに言われております。

このため、自殺を予防するためには、社会的要因に対する働きかけとともに、うつ病対策など心の健康問題について総合的に取り組むことが必要であります。

また、命の大切さの理解を深めるとともに、悩みを抱えたとき気軽に相談機関を利用できますよう、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及啓発をいたしまして、一人一人が偏見をなくし、自殺のリスクのある方の存在に気づき、よき理解者となり、適切な支援につないでいけるように、平成19年度に策定されました「山口県自殺総合対策計画」に基づいた県の施策とも連携をいたしながら、きめ細やかな健康教育や健康相談それから訪問指導など、心の健康づくりを推進をしまいたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

現在、この議場におきましては皆様非常に暑い中、今クーラーをとめて一般質問しているということで、これも一つエコに、CO₂の削減につながる行動であると私は感じております。非常に、まずこの議場からその模範を示しているということで、非常にいいことだなと思っております。

それで、今し方市長の方から、行政の地球温暖化対策に対する取り組みについて市長から御答弁がありました。私はこのCO₂の削減のためには、減らすべきまずごみだと思っているわけでありまして。ごみを減らせば焼却時に出るCO₂も回収時の燃料消費も減ると、もうごみを減らすことが私は環境負荷を減らすことにつながる、皆様もそのように思っていると思っております。

今、国内で廃棄される、特に食料の量は約2,100万トン、単純に計算すると日本は年間で食料の約6割を輸入しておきながら、全体の3割をもう捨てているということになっているわけでありまして。その捨てられる約半分、この1,000万トンが家庭から出ているという結果が出ております。

世界は約8億5,000万人の人々が飢えに苦しんでいる状況があり、その飢えに苦しむ世界の人々に1年間で援助している食料の合計量は世界全体で約400万トン、日本の家庭から出る廃棄する食料の半分以下なんです。それで、そういったことをしっかりとかがみながら、日本のこのライフスタイルを本当に、まさに浪費型なんですよね、これを本当に懸念されるわけでありまして。

そういったことを踏まえながら東京の町田市では、ごみゼロ会議を重ねているような提言をしております。もったいない精神でごみゼロまちづくりを目指す、非常に知っておられる方はたくさんおられると思いますけれども、具体的には、家庭生ごみの全量資源化や資源化の新しい広場、仕組みをつくる。もうそれを回収して後燃やして原料にするとかじゃなくて、そういうことをすることはもう本当にCO₂がまさにふえるわけでありまして。それではもっとその辺もしっかりと考え直していかなければならない点があるわけでありまして。そういったことで町田市の市民会議、諮問委員会が何かでしょう、この終了後、あるスーパーではレジ袋を全く配らないという取り組みを始めて、今では日本一のエコバック持参率になったそうでありまして。しかし5%程度はどうしてもレジ袋を求める声が残ったということでありまして。

そういうことで、一人一人の価値観とライフスタイルを変える戦いですから、多少向かい風も生じるのではないかと考えております。私もスーパーで買い物するときには、よく私も買い物が好きですからマイバックを持って買い物しております。最近では、これが今私の、大きいんですけどもエコバックです。もう常に、忘れるときもありますけれどもこれを買って入れて、私は1年以上前からやっております。また妻の方も自分のエコバックを持って、そういう形で今我が家ではそう

いう形で始めております。そういう小さいことかもわかりませんが、そういったことを始めております。

本当に、この美祢市内にあっては9割以上の方がレジ袋を求めておられる状況があります。そういったことで今後しっかりと、今市長が言われました市も省資源、省エネルギー実行計画を検討中ということでありまして、他市でも、この地方自治体の実行計画の策定が1999年に施行して、自治体もしっかりやりなさいよということがあったと思います。だけど53%の自治体がまだ実施計画を策定しておられないわけでありまして。

そういったことで今後、もうこの美祢市におきまして、具体的にこういった家庭の生ごみの資源化に対してこれからどうするかという、具体的にどのような取り組みをされようとされているか、ちょっと前置きが大変長くなりましたけれども、市長のお考えをお教えいただきたいなと思っております。市長でなければ担当の部課長の方でも結構です。

議長（秋山哲朗君） 福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） それでは、岡山議員の再質問につきましてお答えいたしたいと思っております。

今年度に入りまして、山口県におきまして、身近でだれもが簡単に取り組みます、また大きな効果が期待できます容器包装廃棄物の削減につきまして具体的な取り組みを推進するため、「山口県容器包装廃棄物削減検討会議」が設置されております。また、本日でございますが、第2回目の会議が開催される予定となっております、担当者が出席する予定となっております。

現状、美祢市といたしましては、皆様御存じのように市内のスーパー、大型小売店舗につきましては既にマイバックの利用をされ、それに対するポイント還元等を実施されている小売業の業者の方もおられます。御指摘のように市民の皆様とにかくそれを実践していただくかを、広報なり啓発なりをやっていく必要があるかと考えております。

また、先ほども市長の答弁にもありましたように実施計画の策定のための市の地球温暖化対策協議会を本年度中に立ち上げまして、ごみの減量化に対する今後の取り組み並びにCO₂削減に向けた市民への周知、こういった方法論につきまして検討・協議させていただき協議会を立ち上げる予定としておりますので、その中でご

みの削減について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今、福田生活環境課長の方から非常に心強い御回答をいただきました。しっかりと今後、生ごみを減らしたということでCO₂の削減が従来より何%市として減った、そういう具体的に数値をもって、またごみの量とトン数と、そしてCO₂の量が幾ら削減できたかということをも市民の皆様にはしっかりとお示しになれば、市の行政としても本当に環境に対して本気に仕事をしているなという評価が私はますます高まるのではないかと考えております。

それから、続きまして、美祢市の市役所のホームページには環境関連としてごみとリサイクルについての紹介がありますけれども、CO₂の排出量の計算にアクセスできるようにはなっていないわけでありまして、それで、例えばあなたの家庭でCO₂排出量は幾らですかとか、そういったタイトルで紹介して、1カ月とか1年でCO₂を幾らあなたの家庭は出しましたかということや自動車の走行距離数とか上下水道の料金、美祢市の設置した料金がありますね、それとか電気代の料金をもとに、そういった簡単なデータをばーんと我が家のデータを入力すればCO₂が算出できるように、そのようにそういった美祢市役所のホームページをつくっていただければ、我が家がどれだけCO₂を出しているかもわかります。また地球温暖化対策に対しても関心を持ちますし、小中学生や若い世代が美祢市のホームページにアクセスしてCO₂の排出量がわかれば、非常に教育上においても意味があるんじゃないかと考えております。そういう面におきまして、今後CO₂の我が家での排出量幾らかというそういう市役所のホームページにアクセスできるようなそういうホームページを環境のページをつくっていただきたいと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。福田課長さん、どうでしょう。

議長（秋山哲朗君） 福田課長。

市民福祉部生活環境課長（福田和司君） 只今の御質問でございますが、身近な目標設定を行うことは非常に大切なことだと十分認識しております。今後、他市でそういった実践をやられておられる自治体もございますので、そういった面を参考にし、先ほど申しました温暖化協議会の中で検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今後検討するという事で、なかなか大変なこともわかりませんが、言うのはやすく行うのは大変だと思います。しっかりとどこまでできるかということで検討していただきたいと思っております。

それから、次に新エネルギーについて再質問でありますけれども、新エネルギーにもいろいろあります。今、地方公共団体が直接、間接問わず経済産業省から予算措置をとっている事業あったと思います。新エネルギー財団のNEDOという部分の話だったと思いますけれども、太陽光発電とかクリーンエネルギー自動車、中小水力発電など、いろいろ13項目にわたってやれるというお話を聞いたことがあります。この美祢市の行政にあっても、この新エネルギーについて何か一つくらい積極的に取り組むべきではないかと、そのように思っております。何か目玉があればそれを突破口に非常に生き目がいくような環境対策になるんじゃないかと思っておりますので、その点についてはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員非常に視野が広がるございますので、グローバルな話で私が一市長としてどうお答えするかという難しいところがありますが、言われましたように代替のエネルギーというのは水素というのもありますし、いずれにしてもどのエネルギーにしろ、地球という大きな母体がつくってくれたものでございます。現在それが、例えば水素が二酸化炭素を出さないから今はいいかもしれないけれども、海水を使ってそれをエネルギーに変えたときに、これから先どれほどの影響があるかということもよくわかりません。ですからその辺を考えて、我々美祢市もというようなことをやっていきたいというふうに思っております。回答になっているかどうかようわかりません。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） なかなか難しい回答を求めたようでありまして、今の美祢市の状況から見て、なかなかそこまで具体的なことは難しいと思っておりますけれども、今後いろいろ経緯を見ながら美祢市として取り組むべき施策をしていただければうれしかなと思っております。

そういうことで、自殺予防対策におきましては、今後しっかりと先ほどお話しされたように美祢市として保健センターの方でしっかりとそういった体制を整えて、う

つ病に対する理解を広げて、早期発見、早期治療そういうふうに進めて、また患者の受診率を高める、そのような取り組み、またそういった社会復帰プログラムをしっかりと整備拡大していく、再発率の低下をするような、少しでも役立ったと言われるような保健センターの対応策を今後ともしっかりと推し進めていただきたいことを願ひまして、私の再質問を終了いたします。

このたび、下水道浄化センターのサンデンハウジングの皆様の御協力を得まして、こういった比色管に容器を一緒につくっていただきましたことを心から感謝申し上げます、お礼の言葉を申し上げます。

以上をもちまして質問を終わります。本当にありがとうございました。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時 11時30分まで休憩をいたします。

午前 11時 16分 休憩

.....
午前 11時 30分 再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 登壇〕

21番（南口彰夫君） まず最初に、厳しい美祿市の財政問題です。ところが厳しい財政問題という言い方は、だれが最初に口にされたのか私はよくわかりませんが、必要なのは、なぜ厳しくなったのか、何が厳しいのか、そういった点を市長にわかりやすく説明を願ひたいと思います。

ただ単に財政と言えば家庭で言えば家計と一緒にです。入ってくるお金と出ていくお金が、これがバランスがとれていれば何ら厳しいということはないはずで、ところが、財政が厳しいから教育、医療、そうした予算が削られていく。これはまことに残念で許しがたいことだと思ひます。そうしたことがないように、きっちり財政運営ができるように取り組んでいくことが必要だろふと思ひます。

本当に財政が厳しいんであるならば、議会費、議員の活動の予算が1年間1億7,600万円計上されています。私自身は議員活動では、少なくとも所属する常任委員会や特別委員会の視察旅行費というものが組まれています、それは少なくともこの1年間、さらに任期中の4年間は県内、県外への視察旅行は自粛するといった

ことを議会の方でも努力すればできることなんです。そうすればこの4年間で少なくとも2,000万以上の予算を削減することが具体的にできます。

ですから、具体的に何を削って、さらには何をどうふやしていくか。ただ単に市民の市税の負担を大きくする、さらには公共料金を引き上げる、こういったことならだれが市長になってもできることなんです。負担を大きくするか予算を削減するか、どちらにしても健全財政をするに当たってはこの二つしかないと思います。そういった点でまず、厳しい財政と言われるならば、その具体的な制度的な内容も含めて御説明を願いたいと思います。

次に、公共工事の新たなルールづくりとして公契約についてです。これは既に美祢市議会でも、財政が厳しくなれば当然発注されるいろんな工事、道路をつくったりさらには市営住宅をつくったり、そうしたいろんな事業に予算が削減されたり、またルールが、入札も含めてルールが破られていくと、そこで働く事業所の労働者また下請の方々にはいろんな意味での負担やしわ寄せが起きると思います。そうした点を考えるならば、あくまでも行政が仕事を発注する際には地元の企業や地場産業を育成、能力の向上を図りつつ、そこで働く人たちの雇用、また賃金、労働条件が守られるように、そうしたルールづくりとして一つの手段として公契約を条例化していくという取り組みについて検討してみることが必要なのではないかと思います。

3番目に、十文字原の団地のその後の調査についてです。

これはさきの6月議会でも私自身が問題提起しましたように、少なくとも登記簿謄本、土地の転売の経過を見るならば、明らかに土地転がしがなされていると。こうした経緯については県議会でも取り上げ、その後、美祢市の調査と対応を見てということで県の方でもなっています。ですから、まず登記された経緯等の中に疑問はないのか、また当時の関係者、当人含めて調査されて、大きな問題点はないのか、その点について御説明を願いたいと思います。

以上、壇上での質問を終わります。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の「新市の厳しい財政問題について」ということであります。

地方公共団体の財政運営は、住民の福祉の増進を図るという市政運営の根幹をなすものでございまして、財政運営の基本は、最小の経費で最大の効果を上げることだというふうに考えております。

今、議員御指摘のように、本年3月に合併した新美祢市を取り巻く財政状況は非常に厳しいものがあります。しかしながら、新市の財政の健全性に十分留意し、市民の皆様の要請にこたえ、希望ある新市創生のための財政運営のかじ取りをしていくことが、私に託されました最も重要な責務であると強く認識しておるところでございます。

ここで、先ほど議員から新市の厳しい財政状況との御指摘の中身についての御質問がございました。このことについて概要を申し述べさせていただきたいと思っております。

まず一般会計についてですが、歳入では、少子高齢化さらに過疎化の進展に伴いまして、市税や使用料等の自主財源が乏しくなっております。それから地方交付税や国・県支出金等の依存財源への依存比率が高いという現実がございます。

一方、歳出面では、事務的経費であります公債費、これは市の借金を返していくお金です。それから人件費が高い水準にありまして、高齢化に伴い、扶助費も増加傾向にあるとともに、公営企業会計それから特別会計等への繰出金、負担金等も多額となってきております。

また、一般財源収入に対しましてこのうち経常的に支出に充当 ですから一般的に入ってくる歳入のうち経常的なもの、支出ですね、充当される一般財源の割合を示します経常収支比率は90%台と高くなっておりまして、これは財政の硬直化が進み、今後も高い水準で推移をする見込みであります。

さらに、基金の状況を述べますと、国の三位一体の改革によりまして地方交付税の削減、国庫負担金の削減等に伴い、財源不足分を基金から取り崩しまして充当しておるところでございます。

従いまして、新市基本計画の財政計画においても、合併後3年間は財源不足が生じ、これを基金からの繰入金により補てんをすることを余儀なくをされておるということ。基金はさらに減少をする見込みであります。

一方、企業会計や特別会計についてであります。公営企業である病院事業会計においては、医師不足の深刻化それから医療保険制度の改革などによりまして、累

積欠損金が年々増加傾向にある反面、留保財源は減少傾向にありまして、近年の経営状況は一段と厳しさを増している状況にあります。

また、社会資本の整備財源としての債務であります地方債残高、借金の残高ですが、減少傾向にはあるものの、全会計での総額で350億円を超えておりまして、後年度の住民の方、市民の方に過重な負担を強いることのないよう、負担の均等化を留意しつつ、市債の発行を行う必要があるというふうに考えておるところでございます。

なお、特別会計の観光事業会計においては、多額の累積赤字を抱えておりまして、早期の解消対策が最も急務であると考えておりますけれども、地方自治体にかかわる新財政健全化法に基づく財政健全化に関する判断比率の一つであります資金不足比率が平成19年度決算見込みでは基準値を大幅に上回る見込みであります。

さらに、平成20年度決算においても基準値を上回ることが予想されますことから、平成21年度中に観光事業会計にかかわる経営健全化計画を策定をし、総務大臣に報告を求められることが今想定をされておるところでございます。

以上申し述べましたように、新市を取り巻く財政状況はまことに厳しい状況にあるということでございます。

従いまして、今後ともこうした財政状況を十分認識しつつ、合併のスケールメリットを最大限に発揮をした行財政改革を可能な限り短期間に実施をし、歳出の徹底した節減、合理化を図りつつ、新市基本計画の財政計画をもとに健全財政に取り組んでいかなければならないと考えておるところでございます。

2点目の、新市におきます公共工事の新たなルールづくりについてであります。

合併前は公共工事に関する入札それから契約の事務は、それぞれの自治体のルールに基づき行っておりましたので、かつての一市二町の間で相違がありました。

そこで、昨年度の合併協議の中で事務事業の調整が行われまして、公共工事に関することは「新市移行後速やかに調整をする」という方針が示されたところでございます。また従来から建設工事や測量それから設計業務は、一市二町とも事業担当課がそれぞれ個別に設計を行いまして、さらに入札から契約、現場監督業務そして工事検査までの一連の業務を行っておったところでございます。

こうした中で、市が発注をいたします公共工事を適正に執行するため、入札は業者の公正な競争の促進、談合や暴力団の排除、さらには工事を請け負う建設業の健

全な発展等を促す制度となっていることが必要でありまして、このような観点から、一般競争入札及び指名競争入札の透明性を確保することが非常に大切ということを確認しておるところでございます。

従いまして、これらの点を考慮いたしまして、新市移行後は入札などの業務を監理課において一括管理をし、より公平な指名審査、より効率的で透明性の高い入札や契約事務の遂行、より公正な検査が統一基準のもとで行える制度に改正・改革をしたところであります。

次に、公共工事を取り巻く最近の動向でございますけれども、全国的に公共工事は減少してきております。このような中、山口県内の公共工事でも工事費で比較すると、平成10年度をピークに減少が続いておりまして、平成19年度ではピーク時の半分程度と、建設業界にとっては深刻な問題となっておりますところでございます。

このように、公共工事が減少していることから、請負事業者の競争が激化をしまして、低価格での受注も目立つようになってきておるところです。また、この低価格の工事の場合、作業に従事する労働者の賃金が公正に配分されているかどうか、また労働者の労働時間や労働条件が適正に行われているかどうか、さらには、下請業者に低価格の契約を強いることがないかどうか等の要因により、良好な工事が行われたいのではないかと懸念されるところでございます。

このような状況の中、公共工事における労働者の賃金の確保、適正な労働時間や労働条件の確保を目的といたしたいいわゆる、先ほど議員がおっしゃいました公契約、公（おおやけ）の契約と書きますけれども、について議論がなされるようになり、旧美祢市議会では平成18年9月議会で「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書」が採択されております。

この公共工事に関する「公契約」の地方自治体の条例制度についてでございますけれども、全国的に言いますと検討している自治体が数団体あるようですが、山口県内では、県を初め各市・町においても現時点では取り組んでいないという状況でございます。

従いまして、このことにつきましては、公共工事の現状及び建設業を取り巻く状況を十分把握して対応することが適切であるというふうに考えておりますので、今後の検討課題であると認識をしているところであります。

3点目の「十文字原団地のその後の調査について」であります。

まず、十文字原の用地取得の経緯について調査をした結果を御報告をいたします。

調査は御指摘の項目について行いました。まずは差し押さえ、抵当権の抹消と売買の期間が非常に短期間であることについてであります。実際には公社設立決定当時の平成8年3月から管財人により債権者、所有権者等との交渉を開始しておりまして、実質的には1年近く経過しているというふうに思われます。

次に、有限会社ユースから公社への売却日の後に仮登記が抹消された例があることについてであります。さきに述べましたように1年近くかけての登記簿の整理ではありましたが、件数も多く非常にタイトだった状況がうかがえることから、登記処理日の日付が前後したものもありますけれども、仮登記抹消の承諾を確認しており、特に問題はないものと判断をいたしました。

次に、土地所有者からの購入でなく、なぜ仮登記の権利者から購入したかですが、仮登記となった土地は当時現況が農地であり、農業委員会等の許可に手間取ったものと思われませんが、実際の売買は成立しており、もともと仮登記の権利者が本来の所有者であり、登記簿上所有者から移転登記はできないことから、仮登記の権利者からの購入には特に問題はないと考えます。

次に、個人と法人との単価の違いですが、単価については個人、法人の区別をして単価設定をしておらず、あくまでも鑑定書のとおりであります。なお、登記簿謄本で確認しますと、平米当たり2,000円と評価されている土地は、ほとんどが旧農地でありまして、一部宅地も存在をしております。

以上が旧美東町土地開発公社における十文字原団地購入に伴う調査結果であります。しかしながら、当初のゴルフ場計画から起算しますと約30年の年月が経過をしており、当時の関係者のほとんどの方が生存しておられないということから、古い資料等からの調査が中心となり、資料不足により十分な調査ができない部分もありますことを併せて御報告をいたしたいと思えます。

なお、当地は中国自動車道と連結をいたしますジャンクション及び十文字インターが設置をされることなどから、地域発展の起点として将来有効かつ貴重な開発用地になるものと考えますことから、今後、有効な土地の活用に特段の御協力をお願い申し上げまして、私の御回答にいたします。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 村田市長、いいですか。今年度の予算が約150億で組まれているんですが、今年度の話じゃなくて、少なくともあなたの任期の4年間のスタンスで考えていただきたいと思うんです。

で、単年度で約158億の予算を20年度ですね組んで、ところがこれをそのまま執行していけば、先ほどの答弁からいくなれば、今の新市の基金残高、簡単に言えば美祢市の貯金ですね、これが約30億あると。しかしながら市債ですね、が合計が350億発行されてると。当然これ交付税措置があるからある程度のものが定期的に入ってくるだろうと思うんですが、先ほどの答弁の中にあつたように、国の交付税措置が非常に厳しくなっている。それと同時に、少子高齢化で働く人たちが少なくなるのと同時に、市内の企業等も含めて単独市での税収が少なくなっている。こういうことを含めて、国の制度的な地方交付税さらには市民から入ってくる税金が少なくなっていくから財政が非常に厳しくなってくる。

ところが、じゃあ財政運用で今答弁の中であつたように、歳出の徹底した節減、合理化、このところでお尋ねをしたいと思います。

あなたはこの4月に市長選挙で選ばれてそこに座られているんです。ところが選挙期間中、少なくともあなたは財政に非常に、行政経験は32年を持って財政に非常に強いということ非常にアピールされたんですが、その中に市民への行政サービスは低下させないということも公約の中にあつたと思います。その約束は少なくとも任期中に守られるものかどうなのか。それで、さらにその住民サービスを低下させないということは、あなたの任期中には市税も含め公共料金を安易に値上げをすることはしないということの明言につながると理解をしてよろしいですか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の御質問でございますけれども、確かに非常に厳しい財政状況にあることは今壇上で御説明を申し上げたとおりでございます。しかしながら私が、今おっしゃいましたけれども市長として今この答弁の席に立っておるのは、市民の方の負託を得てここに立って今お話をさせていただいておるということで、その負託を受ける経緯の中で、一生懸命努力をしてサービスは下げないということ明言をいたしております。これは選挙のときだけの私のそらごと、空ごとではありません。ですから、先日来申し上げておるように、二つの病院も一生懸命残すために最大限の努力をしておりますし、きょうも先ほど御質問のあつた水とかいろん

なライフラインにかかわること、それからもろもろのことについてサービスを下げるつもりはありません。

財源の問題がありますけれども、最も大きな義務的経費部分、先ほど壇上でも申し上げましたけれども義務的経費というのは必ずかかる経費、行政としてですね。これはもう人件費が最も大きいということ。それから公債費、市としての借金を返していかなくちゃいけない。それと扶助費と言いまして福祉にかかわるお金。この三つをもって義務的経費というふうに行政では言うわけですが、今の扶助費につきましては、今申し上げたように福祉に係るお金を切り捨てるわけにはいかない。それから、市の借金を返すのに返さないというわけにはいきません。そうすると義務的なお金で何が圧縮できるかといいますと、やはり人件費の部分が一番大きいということで、市の職員の方の理解を得て、今人件費の圧縮に一生懸命努めておるところでございます。それによって歳出と歳入のバランスをとっていきながら、このサービスを下げないということですから、安易に今おっしゃいましたように公共料金を値上げをするということは全く考えておりません。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 少なくとも美祢市の基金の30億は恐らくゼロになるだろうと。しかしながら、市の地方債の発行は350億を減らしてもふやさないと。しかし、なおかつ住民サービスは教育、医療、福祉これを基本にしながら低下させない、それで安易な公共料金の値上げはしないと、こういうことですね。はい、わかりました。ぜひ4年間あなたが任期を全うされて、合併の弊害として住民生活、サービスが低下しないように頑張ってください。

2点目の公契約の問題ですが、これは確かに他市の状況を見てもまだ山口県では条例化されていません。しかし県外では既にいろんな市で条例化の方向が進んでいます。

かつて、美祢市は牛尾一市長の時代に、情報公開条例に基づいて情報公開室を設置するということが県下でもいち早くなされています。当然、議会との議論の経過の中で。ところが、少なくとも地元の企業、地場産業の能力向上を図りながら、そこで働く人たちの労働者や下請の権利を守っていくと。ところが今の制度と条例では私は不十分だと思っているんです。ですから、他市の状況を見ながら、

13市ありますけど13番目、12市ほど実施したら13番目になって取り組みたいという消極的な発言に聞こえますが、その点は一言でいいですから述べてください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） この公契約というものは非常に重要なものということを先ほど壇上でも申し上げました。ですから、私とすれば、県下他市に先駆けてやりたいという覚悟はあります。しかしながら、これが実際に実効性のあるものとする必要がありますので、やはり調査期間も必要です。だから私の気持ちとすれば、他市に先駆けてでもやりたいという今思いはあります。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そう、何事も一番がいいですね。選挙も、議員は26番目も当選しますけど、市長選挙は1番でなければ通らんです。引き続き頑張っていたきたいと思います。

3点目の十文字原の問題ですが、この十文字原で県議会でも議論の一つになり、美祢市議会でも6月議会で私が問題にしたのは、最も重要なのは、当時土地を所有していた個人それからユースという企業、これが倒産をしたから、少なくとも用地を購入する経過の中で裁判所から指定された管財人が交渉の窓口になってる。倒産をしたから企業や個人を救うために、少なくとも十数年間何ら事業計画を実施してないわけですから、少なくとも倒産した個人や企業を救うために何億というお金を、当時町民のですね、しかも今は少なくとも美祢市の財産としてなっているわけです。そういうことが今後、美祢市内の企業が倒産をして山を何十町歩と持ちちょっと。それから個人も含めてですね、倒産したら当然管財人がつくんです。この弁護士の管財人が用地の買収なり交渉を求めてきたらその都度応じるということになるんですかね。その点を答えてください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今の論法でいきますと、過去のことを現在のことに例えて今質問されたんだろうと思うんですが、特定の業者に対して公たる市がそれがために事をなすということはないです。よろしいですか。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） そうすると、先ほどの答弁の中で若干不十分であったのは、

少なくとも当時の地方自治体が、つぶれた会社や倒産した個人の管財人が交渉窓口になって用地買収の交渉をするということに町が積極的に対応して、その後公社設立と併せて用地が購入されているということが、地方自治法や地方財政法の趣旨からして適切であったと思われませんかでしょうか。そこを教えてください。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、先ほどお答えしたのは、現状そういう状況であればそういうことはできないということを示しました。しかしながら、先ほど壇上で御説明をしたとおり、もう30年からの年月が経過をしております。そのときの管財人と言われる特定の業者との関係が明確にはわかりません。従いまして、今、議員がおっしゃるような状況にあったかどうかということは判断しかねます。それよりも、これからこの十文字原非常に優秀な用地でございますから、どういうふうに使っていくかということを前向きに考えた方がよろしいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） この土地が優秀な優良な土地であるならば、これまで何ら行政も民間も含めて開発なり、それから企業立地として有利だからそういう話が全くなかったのか。それからゴルフ場も含めてなぜ次から次につぶれていったのか。そうすると企業誘致をするにしろ開発をするにしろ、何らかの欠点があったということはまず検討しなければならないと思うんです。今後の問題として。そのためには今後の問題としてどう取り組むかということ積極的にやるためには、過去の事実をきっちり整理しておくことは必要だろうと思うんです。これに蓋をしたまま、何か新しいことに取り組めば成功するんじゃないかというのが安易な開発事業につながっていくだけなんです。

で、当然今の厳しい財政の状況の中で市長がそういう無謀なことをするとは思われません。しかしながら、少なくとも土地の購入の経過の中で少なくとも県が山口県が企業誘致の話と併せながら土地の購入、しかも管財人がかかわって町と交渉をした経過が事実としてあるのではないかと考えてますが、その辺は市の調査の中ではどの程度把握されていますか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今壇上で御説明したとおりです。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 壇上で説明したのはもう、 幾つか大事なところは覚えてますけど。じゃ最後にお聞きします。ですから、きのうのあなたの他の議員の質問から十文字原への取り組みについては国や県の援助、力をかりながらと、そういう発言をされているんです。私は当然用地買収にかかわっては、県も含めてその責任があると思うんです。責任があるから県の責任においてあの開発計画を、十文字原の開発計画を立てるべきではないかと思ってます。その辺ではあなたの御意見はどうですか。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今県の責任のことをおっしゃいましたけれども、県は県下、市、町を管理しております自治体でございます。その意味で言えば県の責任はあります。なおかつ、今、小郡萩高規格道路は中国自動車道と連結をするということで、県の全体の政策としてもあの地域の振興含めて新美祢市の振興というものについて責任を負っておられる部分はあろうかというふうに思ってます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ありがとうございます。引き続き美祢市の財源の問題、公契約の問題それから十文字原の問題については、引き続き調査・研究をしながら市長と議論を続けていきたいと思えます。

以上をもって一般質問を終わります。

.....
議長（秋山哲朗君） この際、暫時午後1時まで休憩をいたします。

午後0時05分休憩

.....
午後1時00分再開

副議長（河村 淳君） 議長が所用のため席を外しておりますので、これより副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。御協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。田邊諄祐議員。

〔田邊諄祐君 登壇〕

14番（田邊諄祐君） こんにちは。田邊諄祐でございます。きのうから大変活発な意見が出まして本当にいいことだと、このように考えております。

では、最初にシカ、猿、イノシシの防止対策についてお伺いいたします。

最近、農家にとって、そういえばということが二つあります。一つは、ごく最近まで美祢市の農村は米価の低迷や少子高齢化、後継者不足などから、10年もたたないうちにこの美祢市の農村は大部分が荒廃し、カヤやセイタカアワダチソウの原野におおわれるのではなかろうかと、だれしものが心配していましたが、山間地を除いていつの間にやら大豆畑や水田に変わりつつあり、余り目立たなくなったことを、これは大変いいことだと思っております。もう一つは、イノシシが私の周りではひところよりは大変少なくなったこと。

前者は国・県・市・JAの品目横断的安定対策による担い手の育成、いわゆる法人または個人による認定農業者を立ち上げ、育成の効果ではないでしょうか。後者は、県・市の行政及びJA、猟友会などの根気の要る鳥獣防止対策に尽力いただいたその結果ではなかろうかと、このように考えております。関係各位に、農業関係者や被害者は少しは安心し、感謝していると思われるわけでございます。

一方、シカ、猿は大げさに言えば、算術級数的（ネズミ算式）に増加しつつあり、お手上げの状態ではなかろうかと思っております。今から100年前、マルサスの人口論の中に、人間はどんどんふえましてこれから先食糧難で人類は滅びるのではなかろうかと、そのような危惧を持ったことがあります。まさにシカそれから猿については、大げさに言えばそのようにどんどんふえているのが現実ではなかろうかと、このように考えております。

今日、シカ、猿の防止対策について再度お伺いいたします。そこでシカの被害について過去一度質問したことはありますが、今日、旧美祢郡の議員の方がおられますので少し詳しく説明いたします。

シカは主に夜行性で集団で行動し、イノシシと同様、稲や野菜、果樹の収穫前後に侵入し、高さ1.6メートル前後の防護柵では簡単に飛び越え、せっかく手塩にかけて育てた収穫物や成育中の新芽や皮をはいで食べ、しまいには木が枯死することもしばしばあります。

特に栗はその被害がひどく、実はもとより木の新芽や幹の皮の柔らかい部分を好

んで食べますが、特に新植の幼木の芽や幹が被害がひどいようでございます。

従って、JAでは七、八年前より、栽培農家に増産をねらって県や市の補助金を使って随分栗を新植し、本来なら今ごろ年間200トンくらい出荷してもおかしくないのですが、先般の市の調査によりますと、8年前ブランド品の厚保栗は生産量は年間100トンを超えていましたが、今では残念ながら30トン前後と激減しております。

栗は昔から7年目で神童、神童というのは大変成績のいい抜群の子供のことを言います。15年目ではもうろくと言われ、六、七年が一番よくなり、収穫もそれから五、六年が最盛期となりますが、15年もすると木が急激に衰え、収量も少なくなり、やがて枯れていくと言われております。最近は剪定技術も進んで寿命が延びつつあります。減産の理由はいろいろありますが、シカや猿の増加による被害が大きな原因の一つではないかと、このように考えております。

一方、林業におきましては、よく手入れの行き届いた人工林の良木に、シカの角による木の皮をはぐ被害が目立ち、その被害により枯れるものまであり、被害を受けた立木はその商品価値が著しく低下し、山の価値そのものを失い、林業の荒廃に拍車をかけている状況であります。特に檜の手入れの行き届いた木ほど被害が目立つようであります。

シカがふえた最大の原因は、長門市や旧豊浦郡で、戦時中乱獲により絶滅の危機に瀕し、これを逃れるため雌ジカを保護した関係で大量にふえ、今日、農産物や林業に甚大な被害をもたらしたため、国や県は明らかに人災の影響であることを認識し、長門市や旧豊浦郡に対し、その補償の意味合いもあり、美祢市の鳥獣防止柵の補助率よりも個人負担が極めて少ない、また水田だけでなく畑や果樹園にも適用される、しかもこれを張るとイノシシの侵入防止にも大変効果がある補助制度があり、県と相談した結果、今から4年前の平成14年、於福・北分・西厚保地区の被害のひどい農家や森林組合や農協、林業関係者の要望により、当初市は導入に消極的でしたが、県や関係者の努力により美祢市でもようやく適用されるようになりました。

ところが、市の判断で四、五年かけて、まず長門市や旧豊浦郡と美祢市との境界線上に延長31.7キロメートル、総工事費五、六千万円をかけて、先に実施するいわゆる万里の長城作戦を計画され、それはそれで当時としては意義があったと思いますが、残念ながら被害者の農家や林業関係者は後回しということでしたが、さ

きに述べましたようにその成果がなかなか見えてこないし、計画もおくれがちだと思いますので、ますます被害状況が拡大しつつあります。

そこで、この計画の進捗状況とその成果についてお伺いいたします。私の調査では前述のように余り成果が出てなく、被害がひどく緊急性を要する区域、またはこの制度導入に大変努力された地区を優先して、何らかの対応策、例えば予算を増加するとか、他の災害防止対策を適用するとかお願いしたいと思います。

長門市では、松林市長が二、三年前ですがシカの防止対策に毎年3,000万円の予算を計上しているが、それでも予算が足りないので、美祢の市長さんに、県に予算を増額してもらうためにお願いに行きたいし、美祢の市長さんも御一緒していただくよう伝えてほしいとの旨言われていました。従って、松林市長は今も健在です。今度は美祢市の方から長門市に働きかけられてはどうでしょうか。

次に、猿の防止対策についてお伺いいたします。

現在、美祢市の於福・田代地区、大嶺町奥分・大嶺町北分周辺には、ここ数年前から30から50頭の猿の群れが3グループ出没し、農家の方は大変困っておられます。ごく最近でございますが、秋芳町の別府方面の梨畑にも100頭余りの猿が出没し大変困っておられる話を聞いております。

シカやイノシシは侵入防止柵やわななどの捕獲が可能ですが、猿は関係諸団体や被害地区では、過去、わなや首に発信機をつけるなど被害防止対策をいろいろ努力されましたが、今のところこれといった対応策がなく、わなや銃による捕獲は自然保護団体の抵抗や猟師が嫌うため、お手上げの状態で放置されている状況であります。

中には、耕作をあきらめたり収穫が激減した果樹園、特に栗園がひどく、また一般の方が楽しみにしています家庭菜園まで直撃し、田畑の荒廃に拍車をかけているところもあるわけでございます。

そこで、最近、問題点や解決策について二つほど質問いたします。

猿の習性として、農作物を集団で襲うが、通常1カ所にとどまらず、人や犬が追えば別の場所に移動し、3日から7日の周期でまたもとの作物のある場所に戻ってきて荒らすのであります。その間、待ち伏せするわけにはいかない。例えば、猿を発見して猟師に依頼しても、猟師が来たときには既に猿は遠くに逃げもぬけの殻の場合が多く、猟師も敬遠がちであります。そういう理由で鉄砲で威嚇することすら

できないことが多い。また、そこに猿がいても、また空砲で威嚇しても、また何時間すればもとに戻ってくるというやっかいなものでございます。

ところが、昨年、秋芳町で梨畑に出没する猿を追われたそうでございますが、その中の内容として、最低6人程度の猟師や追跡者が必要で、銃で五、六キロメートル徹底的に追い払えば、その後1年以上は出没しなかったとのことで、詳しくはJAの方に聞かれればわかりますが、費用としては従来の方法に人件費がかさみます。

次に、美祢市の猟師の方は、猿を銃で殺傷する方は大変少ないそうですが、旧美祢郡の方は撃ってあげると言われる大変親切な方もおられますので、今度合併しましたので、特に猿だけでも猟友会で旧美祢市の被害地区にも依頼できるよう働きかけていただきたいと、このように考えております。

次に、太平洋セメントの石灰石増産計画と公害防止について述べさせていただきます。

御承知のように、太平洋セメント重安事業所が、東山地区に石灰石の製造プラント設備を増設し、原石を山陽小野田の工場までダンプトラックで陸送し、生石灰に焼き製紙用として販売し、一方また、品質のよい原石をそのまま鉄工や化学向けに国内または海外に販売、出荷する増産計画を提示されました。

増産計画そのものは、豊かな地下資源を採掘し、新たな販路を見つけて活用されることであり、地元産業の新たな創出、振興、育成に役立ち、また雇用創出、まちの活性化につながる可能性もあり、地元としては大いに歓迎するところではなからうかと思っております。

私も港渡し（FOB）で時価数兆円以上になると言われている美祢市に存在する唯一の豊富な地下資源の石灰石を、美祢市としては、川下のすそ野の広い石灰石産業に向け、掘り起こしてはどうかと訴えてきましたので、石灰石を新たに増産し採掘し販売することは大いに歓迎するところであります。

しかしながら、事業規模も大きくなり、特に採掘・破碎作業により発生する粉じんや騒音、発破振動等の公害や、採掘面積拡大によって風水害時の河川のはんらんにより発生する公害、特に小野田までのダンプトラックの輸送となりますと、重安地区や国道316の沿線住民にとりましては、これらの事業によって生ずることは予想される公害については、企業と利害のある人や増設工事で新たに取り引きが発生する人は別に、大半の一般人は大変不安に思っておられるのではなからうかと思

います。

せんだっての説明会でも、北分や東分では随分批判的な意見が出ましたが、無理からぬことだと思っております。特に東分では100人くらい集まりましたけど、反対意見が続出しまして、時間切れで思うように言えなかった人もございましたし、それから100人がすべてが反対の意向だったというふうに聞いております。

例えば一般道路使用による原石輸送中のダンプトラックによる通行人・一般車両とのトラブル、振動、騒音、地盤沈下、排気ガス、停滞、人身事故多発等いわゆるダンプ公害により、今全国で社会問題となっている箇所がありますが、それらが現実の問題とならぬように、地元の皆さんや国道316の沿線の皆さんは、率直なところ、環境問題では、地球温暖化の影響で、ことしは異常気象による夏の高温や大変暑かったように感じております。また、家庭のごみや産業廃棄物の問題、あるいは未曾有の台風による人家の近くまで風倒木が押し寄せてきたなどわずらわしいことが多いのに、これ以上環境の悪化が予想される大型特殊ダンプがふえるのに迷惑千万という気持ちではないでしょうか。

特に最近、長門の方から鉄工製品を積んだ大型ダンプが通り、皆さんはひやりとした気持ちになられた経験が一度や二度はあると思います。しかし、それかといって抗議することもできず、企業としては事故を起こさない限り、また交通規則等法令違反がない限り、企業活動の一部として阻止することはできません。従って太平洋セメントの石灰石の増産事業そのものも中止するわけにはいかず、大変困っておられると思います。

太平洋セメントも従来、正直言って地元の宇部興産あるいは嘉万の住友セメントなどの苦情処理や公害防止の対策面で他の鉱山よりおくれをとっていたと思われまますし、今回、初めは上から押さえつければどうにかなるという態度でしたが、議員や皆さんから大変しかられ、少しは反省され、御理解いただいているものと思っております。今まで以上に聞く耳を持ってきちんと対処してほしいし、少なくとも住民の要望の六、七十%以上は無条件に聞くぐらいの姿勢を示すことが必要であり、それが最も肝要なことだと思えます。

従って、今の増産計画では、地元は重安地区全体の問題として新たな公害防止委員会を設立し、防止協定を見直し取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで、最も大事なことは、我々地域住民や企業は、祖先から与えられた豊かな自然に恵まれた大切な故郷を、最近残念ながら失いつつあります。一つは、ちょっと話は余談になりますが、私の子供のころは、親に連れられて何度か歩いた夜道を、まるで手が届くところまで星の降る満点の星空、天の川、銀河のすばらしさ、果てしもない宇宙の無限の広さと神秘をこの目で何の疑問もなく実感し理解できたすばらしい星空が見えるのが当たり前であったことをしみじみと思い出しますが、そのすばらしい夜空もいつの間にか見るができなくなりました。

また一方川では、昔は天然俎上のアユやウナギの稚魚、毛の生えた大きなツガニ、ゴリンコやカジカ、これらはいずれも海からの俎上のものですが、またスナドジョウ、ドジョウ、オコゼ、熱帯魚に似たネイラミ、タナゴ、ドンコ、ミミズコなどごく普通に見られましたが、今では残念ながらこれらの姿を見ることはごくまれで、まことに寂しい限りであります。

そのようなことで、失いつつありますが、これ以上失わないためにも、また子や孫のためにもいつまでもクリーンに悠久に維持し、快適かつ健康で安心して暮らせるまちとして、将来の子供たちに胸を張っていけるようにできる限り守り続けていく責務を持つことを再認識し、この精神を基本に取り組む決意ですが、市も企業に対し、産業振興の奨励やまちの活性化のみにとらわれず、公害防止については一部の者の利害に振り回されることなく、地元の皆さんや沿線住民の意見や苦情をよく聞き、住民の立場になって公害防止に取り組むことが肝要であると思います。また企業にとっても同じことだと思いますが、市長さんはどういうお考えでしょうか。お伺いいたします。

きのうの布施先生の一般質問に対して大変見事な回答をされましたので、私もそれを期待するものでございます。

次に、今、交通量を緩和するため、興産道路の使用や鉄道輸送が利用できないか太平洋セメントは鋭意検討中とのことですが、いずれも万一不可能な場合、例えば二つのルートにより搬出量を半減して交通量の軽減を図る方法等、一方的に否定するのではなく、もう一度検討してみる等、謙虚な態度が必要ではないでしょうか。

以上、壇上よりの質問はこれで終わります。

〔田邊諄祐君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 田邊議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の「美祢市境界のシカ侵入防止対策の進行状況と今後の対策について」であります。

現在、美祢市と下関市、長門市との行政界におきまして実施をしておりますシカ被害防止対策事業につきましては、平成17年度から平成20年度までの4年継続事業として取り組んでいるものでありまして、今年度が最終年度に当たるものでございます。

この総計画延長は30.9キロメートルで、平成19年度までの3カ年の設置延長は17.6キロメートルとなっております。

しかしながら、既に侵入をいたしましたシカの農林産物への被害が報告されておりまして、これへの対応として、これまでも県農林事務所を中心としまして、当市と境界を接します長門市、下関市と連携をいたし、各市の猟友会の協力を得ながら、それぞれの方面より市境界に向けて年数回程度、一斉駆除活動等を行ってきたところでありますけれども、シカも生きた動物であり山中を移動していることもありまして、なかなか思うような成果が上がらないということも現状にあります。

しかしながら、今後の対策につきましては、引き続き県農林事務所を中心といたしまして、近隣市及び関係団体と協力しながら、一斉駆除活動等によるシカ个体数の減少に粘り強く取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、これまでと同様に、有害鳥獣捕獲事業によります捕獲に取り組みまして、イノシシやシカからの被害の減少に努めてまいるということでございます。

また、現在実施をしております県営中山間地域総合整備事業また団体営土地改良事業によります獣害防止柵の設置など、被害の防止を図る観点からも、この対策にも努めてまいりたいと思っております。

次に、猿対策についてであります。猿の駆除につきましても、イノシシ、シカ同様に美祢市猟友会の協力を得て取り組んでいるところではあります。残念ながら思うような成果が上がっていない状況にあります。

具体的には、猿侵入防止のための柵や「ししおどし」等の音による威嚇も取り組まれてきたところでございますけれども、一時的な効果はございますが、有効な手段とはなっていないというのが現状でございます。

今後の猿被害防止対策につきましては、美祢市猟友会やJAそれと山口共済組合などの団体や山口県等関係機関の協力をいただきながら、さらには実情を最も把握しておられます地域の方々を含めました組織づくりに取り組むとともに、猿の集落への侵入に対する継続的かつ効果的な方策について鋭意検討してまいりたいと考えております。

2点目の「太平洋セメントの石灰石増産計画と公害防止対策について」であります。

当該事業者から提出のありました石灰石増産計画については、昨年度旧市の環境審議会におきまして審議がなされてきたところであります。2度にわたる審議会及び技術部会での慎重な審議をいただきまして、審議会からの計画承認の答申を得たところであります。

なお、答申の附帯事項といたしまして、事業活動により生ずる諸問題について、企業の責任において対処することを前提に、増設開始までにトラック運行のシミュレーションの実施、事業所周辺のみならず、トラックが運行する沿線住民への説明会の実施、及び住民から提起のあった問題についても取り組みを具体的に実施すること、またトラックにかわります代替輸送について実現に向けた協議を継続的に行い、早期実現に努めることの条件を付して答申がなされたことから、公害防止に当たっては、企業としての社会的責任を一層自覚されまして、答申について遺漏のないよう万全を期していただくこととして石灰石増産計画を承認いたしております。

美祢市では、市環境保全条例において、事業者の責務として、事業活動の実施に当たって、公害の防止に努めるのみならず、さらに進んで良好な生活環境が保全されるために必要な措置をみずから講ずるとともに、市が実施する良好な生活環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならないというふうに定めてあります。

お尋ねの、地元の意見をよく聞いて、これを企業に助言すべきではないかとの御質問であります。市民の皆さんの御意見をお聞きをし、企業に助言をすることは大変重要であると考えおります。

従いまして、今回の件につきましても、担当部署より当該企業に対しまして、環境審議会の答申内容を踏まえ、説明会の実施により市民の皆様の御意見をお聞きした上で、意見のありました事項について企業として十分尊重するよう助言指導を行ってきております。

事業者が本市で事業活動を行い、雇用や地域の活性化を積極的に行っていただくことは、地域住民にとっても大変重要なこと、これは先ほど田邊議員も質問の中でおっしゃいましたね。同時に、市民の皆さんが健康で文化的な生活を営むことができる良好な生活環境を確保することは大変に重要でございます、これは行政と企業の果たすべき責務と考えております。

今後も、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、事業者への助言指導を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 田邊議員。

14番（田邊諄祐君） 最初のシカ、猿の問題でございますが、今、農家の方は大変困っておられます。従いまして、できるだけ緊急性を要すると思うわけでございますので、ぜひ可及的速やかに対応していただくことを期待しております。

特に、今度美祢JAでは組合長、専務、常務と役員がかわり、美祢市も新しい市長や部長にかわれ、シカ、猿、イノシシの防止対策には就任のあいさつや所信表明、またきのう、きょうの一般質問あるいは今回の回答によりまして、大変理解され関心を持っておられるように承っております。

ブランド品の厚保栗に対しても減産しておりますが、今、問題がシカと猿でございます。イノシシは皆さんの努力で先ほど言いましたように大分減りました。しかしこれも油断はなりません。

従いまして、要するに農協と市とそれから県、先ほど市長さんも言われましたように、これらが一体となって可及的速やかに即実行に移され、対策を考える会を立てていただくことは、私は解決策の第一歩だろうと思うわけでございます。

市長さんいろいろ農業に対して何とかしなきゃいけないというお気持ちはわかりますので、どうかこのことを胸に刻んで即実行していただくことを農家の皆さんを代表いたしましてお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから次に、太平洋セメントの石灰石の増産計画と公害防止に関する事項でございますが、いずれにいたしましても、県も安全・安心な住みよいまちづくり、それから市も、先ほどからいろいろ議員の皆さんの一般質問の中にもありましたように安心・安全な住みよいまちづくり美祢市にとっては、このことは非常に大事なことだと思います。安易な妥協で100年200年を地元を売ることはできません。従いまして、

私どもは、今の市長の答弁を聞きますと大変意を強くしております。

すなわち、このままずるずるということではなく、企業はやはり誠意を示していただくことが非常に大事なことだと思います。私は今大変意を強くしております。従いまして、共存共栄の精神は忘れることなく、しかしながら、最初から説明していますように、この恵まれた自然をいかに守るかということも大切だということを経済に意見として述べさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも市長さん、ありがとうございました。

副議長（河村 淳君） まだちょっと暑いですが続行させていただきます。一般質問を続行いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 登壇〕

4番（高木法生君） 皆さん、お疲れさまでございます。今回、いきなり25番のくじを引き当てまして、最後の質問者となりました高木でございます。

それでは、一般質問順序表に従いまして御質問申し上げます。

最初にお断りでございますけれども、昨日からの一般質問におきまして、私と同趣旨の質問もございました。なるべくえどらないようにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大項目1といたしまして、安全・安心なまちづくりについてでございます。

美祿市安全・安心なまちづくりにつきましては、平成18年1月に条例が制定され、以前より、それぞれの地域におきまして、自主防犯ボランティアグループが活躍されておるところでございます。特に児童・生徒の登下校の見守り、パトロール等を初めさまざまな活動に参加されていらっしゃる皆様に心から敬意を表したいと思います。

さて、毎日のように凶悪な犯罪に関することが報道されておりますが、こうした犯罪を未然に防ぎ、地域が安全で安心感のあるものとなるようなまちづくりを目指さなければなりません。安全で安心して平穩に暮らすことのできる地域社会づくりは、防犯対策のほか災害対策、交通安全、環境等取り組みの主体となりますが、本日はこれらに絞らず別の角度から安全・安心なまちづくりの一環としての質問を3項目させていただきます。

まず、中項目1といたしまして、AEDの設置状況についてでございます。

日本では病院外で年間2万から3万人の方が、心臓突然死によって命を落とすと言われております。この数字は交通事故による死者数の4から5倍に上ります。そして、この心臓突然死の主な原因となる心室細動の正常化に最も効果的と言われるのがAED（自動体外式除細動器）を使用し、電気ショック（除細動）を行う方法であります。

また、救急車の全国での平均到着時間は出動要請後約6.5分で、この間で生存率40%となり、その後除細動の実施が1分おくれるごとに生存率が7から10%ずつ低下し、心肺停止後およそ10分で生存率は5%になると言われていることから、救急現場における速やかな除細動の実施が望まれておるところでございます。

このAEDの使用はこれまで医師、看護師、救急救命士などしか許可されていなかったものですが、平成16年7月から一般市民にもその使用が認められ、操作方法は音声ガイダンスに従って簡単に実施でき、電気ショックを与えるか否かの判断につきましてもAEDが自動的に行うので、安心して簡易な機器と言えます。

ことしの6月に下関市の6年生男子児童が水泳授業中、うつぶせに浮かび上がって動かなくなり、心肺停止状態となりましたが、教諭らの心臓マッサージと人工呼吸を施し、救急隊の持参したAEDの使用と心肺蘇生を継続した結果、自力呼吸を再開し、翌日には意識も回復、一命を取りとめたという新聞記事もございました。

こうした1分1秒を争う緊急事態の最も威力を発揮する処置がAEDであろうかと思いますが、AED機器の普及促進状況についてお尋ねをいたします。

また、今議会AEDの補正が出ております。私の記憶が正しければ、6月議会の教育民生委員会の布施委員長さん報告のその他で、AEDの設備につきまして報告があったかと思っております。そうした関係からかどうか推察の域を出ませんけれども、すばやい対応でこのたび補正予算が提出されておりました、大変頼もしく感じているところでございます。

次に、中項目の二といたしまして、二次救急医療体制についてでございます。

本年5月に第5次山口県保健医療計画が改定されました。今回の改定内容に、平成20年3月21日合併いたしました本新美祢市の発足に伴う二次保健医療圏の改定が含まれております。

これは、旧美祢市が宇部・小野田保健医療圏に対しまして、旧美祢郡は山口・防府保健医療圏でありましたが、合併により旧美祢郡の枠組みは、旧美祢市の宇部・

小野田保健医療圏域に編入される変更内容であります。この枠組みは、合併前から県より聞き及んでいたことでしたが、二次救急医療圏につきましては、患者の転送が現山口方面から宇部・小野田方面に変更になった場合、救急性及び搬送先等地域の実情に合わないため、合併後も現行どおりとする方向で関係機関と調整中である旨、法定協において報告がございました。二次保健医療圏域と2次救急医療圏との整合性の問題もございましたが、その後の調整結果についてお伺いをいたします。

続きまして3といたしまして、食の安全面から学校給食の取り組み状況についてでございます。

昨今の食の安全・安心をめぐる情勢は、BSEの問題や産地の虚偽表示などの問題が相次ぎまして、食への信頼は大きく揺らいでいるところでございます。安全でおいしいものを安心しておいしくいただく、そうした食の原点からスタートして考えていくことが重要であると思っております。

文部科学省が小中学校の学校給食衛生管理基準の一部改正を7月に決定しました。この基準の改正点は、「児童や生徒が食べる30分まで」に「検食」の実施、検食で異常が見つかった場合は給食を中止し、共同調理場からの配食を受ける学校は調理場にいち早く報告する。また、食材納入時の業者名、品名等の検査の厳格化及び表示の把握・確認まで及んでおります。

このことは、中国製ギョーザ中毒事件など問題が相次ぐ中、異物混入や異臭をいち早く見つけ、児童の健全育成の面においても食からの健康被害を防ぐねらいがあると思われませんが、児童たちの「食の安全面」から、学校給食の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

大項目2番目といたしまして、少子化問題に関する子育て支援についてでございます。

少子化問題はその名のとおり、生まれる子供が減少し現在の人口が維持できないばかりか、経済全般、社会保障、特に年金問題などに大きな影響を与える深刻な問題であります。

国におきまして、1990年代半ばから「エンゼルプラン」を初めとして次々と少子化対策が進められ、総人口の減少が始まった2005年度からは「少子化社会対策大綱」とその具体的実施計画であります「子ども・子育て応援プラン」に基づく対策など、ありとあらゆるメニューが出され、強力的に推進されております。

全国において、1人の女性が一生のうち出産する子供の数を示す合計特殊出生率は、平成元年に過去最低値を下回る1.57、いわゆる1.57ショックとなり、さらに平成15年度以降は「超少子化国」と言われ1.3の水準を割り込みましたが、平成18年には1.32と6年ぶりに上昇いたしました。

美祢市旧一市二町の出生児数合計を見ましても、17年度202人、18年度178人、19年度は特に秋芳町の出生児数が前年に比較いたしまして8人増となったため185人と増加したものの、全体的には減少傾向にあり、憂慮されるところでございます。今後長期的に出生率の低下が続けば、とりわけ本美祢市のような中山間地域においては、人口の減少が急速に進み、防犯、消防など自主的な活動が衰退しかねない状況になるうかと思えます。

市長さんは平成20年度の重点施策に子育て支援の充実と各種取り組み、そして次世代の子供たちが安心して健やかに育つ環境づくりを掲げられておられます。今後美祢市といたしましても、早急に独自の対応策等講じなければならないと思えます。

そこで、次に申します2項目につきましてお伺いをいたします。

まず、中項目1といたしまして地域協働での子育て支援についてでございます。

近年、都市化や核家族の進展により、親族や地域との人間関係や相互扶助的な意識が希薄となり、子供を産み育てることへの経済的負担や育児不安を感じる人が多くなってきております。また児童虐待、青少年の問題行動などさまざまな問題が生じております。

家庭における子育てや子供の育ちは、地域と社会全体で見守るという観点において、次代を担うすべての子供たちの健やかな育ちと家族への支援を行っていく必要があるかと思えます。

さらには、子育て支援を受けた人が、次には逆に支援をする側へといったよい意味での循環をつくり出すなど、地域コミュニティの中における支え合いへと発展させていくことが重要であると思えます。

国は、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に10年間の時限立法として、次世代育成支援対策推進法を制定しました。

美祢市においても、次世代育成支援のための条例及び具体的な行動計画に係る規

定が定められております。条文中にも「子育ての社会化を促進し、地域による子育て家族の支援強化を推進」とあり、今後の取り組みとしては、すべての家族、いろんなニーズを視野に置いた地域コミュニティ等、地域全体で協働して子育てを応援することが少子化対策の一つのコア（核）となると思いますが、市長さんの御所見をお伺いいたします。

次に、中項目2番目といたしまして、仕事と子育ての両立支援についてでございます。

少子化の原因は子供の教育費の高騰、女性の地位の向上など多くの起因が、子供を産み育てる環境、将来の生活に不透明感など出生率の低下を生じていると言われております。

子供を安心して産み育てられるには、生活環境の整備、就労環境の整備そして、最終的には女性を含めた支援体制の充実が重要であり、可能な限り子供や家族を社会全体で支えていくことが必要であると思っております。

そこで3点についてお伺いいたします。

まず、生活環境として自治体でできること、役割としては、出産しても働くことができるようゼロ歳児からの保育、事業所が終了するまで等の延長保育、放課後学童保育といった特別保育サービスの充実等であろうかと思っております。現時点での取り組み状況をお伺いをいたします。

2点目は、就労環境の整備等についてです。

このことは、家庭・家族での子供を産み育てようという決断した場合、その後押しをするためには市内各事業所において妊娠、出産後無理なく子育てしながら働くことができるか。また子育てのため一時離職したが職場復帰や再就職可能か、そして、労働時間の短縮や子供の急変への配慮等々、夫の働く事業所、妻の働く事業所への職場環境整備の働きかけが重要と考えます。

先ほど申しました次世代育成支援対策推進法の中に、301人以上の労働者を雇用する事業主は、行動計画を策定し、国に届け出の義務が生じ、300人以下の中小企業においては努力義務となり、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備を推進することになっております。

ちなみに、100人以下でかつ一定の要件を満たす中小企業に対し、子育て支援に対する助成制度が18年4月に創設されております。

市長さんは、地元事業者へ本市高校生等卒業者の就職についての促進等精力的に働きかけておられ、地元事業者への関わりを非常に重要視されておると理解しております。子育ての両立支援につきましても、環境整備を図られる普及啓発に努める必要から、両立支援に取り組まれる事業所に対して、何らかの支援策を講じられるお考えがあるでしょうか、お伺いをいたします。

3点目、最後でございます。福祉医療負担及び妊婦一般健康診査の公費負担回数等の拡大についてでございます。

この子育て支援は、今まで申しました育てやすい環境整備による支援と、やはり経済的支援を同時に進めなくては効果が出ないものかと思っております。経済的負担の軽減は、市の財政上の問題もありますが、美祢市の出生児数等々上げる上からも必要な支援措置と思っております。

拡大の内容は、乳幼児医療制度の助成年齢要件を、現在の小学校就学児までを小学3年まで、あるいは段階的に小学6年まで拡大することはできないか。また、妊婦一般健康診査の公費負担回数を現行5回を10回まで拡大できないか。

この妊婦健康診査につきましては、出産までの胎児や母親の健康状態を診て治療やアドバイスを促すものでございます。特に本美祢市は産婦人科のいない無医地区であり、妊婦の不安解消を補う面からも健診回数をふやし、健康チェックをすることは非常に大切だと思っております。出産までには「約14回程度の受診が望ましい」と言われている現在、段階的な拡大はできないか。

この2点につきまして市長さんにお伺いし、壇上からの質問を終わりたいと思っております。

〔高木法生君 発言席に着く〕

副議長（河村 淳君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、A E D（自動体外式除細動器）の設置状況についてであります。

A E Dは、心臓が小刻みに震えて全身に血液を送ることができなくなる心室細動の状態となった際に、機器が自動的に解析を行いまして、必要に応じて電気的なショックを与え、心臓の働きをもとに戻すことを試みる医療機器であります。

このA E Dは、かつては医師しか使用が認められていなかったものでありますが、

平成16年7月から一般市民も使えることになり、全国的に人が多く集まる施設を中心に設置が進んでいる状況であります。

何らかの理由で心室細動の状態に陥ったとき、救急車が到着する前にAEDを使用した場合には、救急隊員や医師が駆けつけてからAEDを使用するよりも救命率が数倍高いということが明らかになっております。

こうしたことから、AEDをなるべく多く配置するとともに、多くの方がAEDに関する知識を持ち、いざというときに使えるようにすることが、市民の生命を守る上で非常に重要であることは十分に認識しておりまして、本市においても、人が多く集まる公共施設を優先的に順次設置を進めておるところであります。

現在、本市には市が設置したもの以外、また寄附されたものを含めて市役所本庁を初め各公民館、出張所、体育施設、観光施設など市内全域の34カ所にAEDを設置しております。さらに、本年度は赤郷公民館、綾木公民館、美祢市民球場に設置することとしております。また、小中学校におきましても、児童・生徒のとうとい命を守るためすべての小中学校に配置すべく、本議会に補正予算を計上いたしておるところでございます。先ほど議員がおっしゃいましたけれども、

今後も、市民の生命を守るため、必要に応じてAEDを設置するとともに、使用方法などの啓発に努めてまいりたいというふうに考えおります。

次に、2次救急医療体制についてであります。

救急医療の需要がますます増加傾向にある中、不測の事故や急病等、いつでもどこでも症状に応じた医療が安心をして受けられるよう、市及び県では、入院を必要としない軽症の患者を受け入れる初期救急医療体制、入院治療を必要とする重症患者を受け入れる2次救急医療体制、複数の診療科領域に係る重篤な救急患者を受け入れる3次救急医療体制に区分をいたしまして、それぞれ整備・充実に努めておるところでございます。これは議員専門の話です。

お尋ねの二次救急医療体制につきましては、二次保健医療圏ごとの実情に応じて、地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により実施する「病院群輪番制」病院群というのは群れですが、輪番制によって対応しておるところでございます。

この二次保健医療圏とは、入院治療が必要な一般の医療需要に対応するために設定された区域でございまして、基準病床数の整備を図るための地域単位でもあり、県内八つの圏域に設定をされておるところでございます。

これにより、平成20年3月21日の合併で新「美祢市」が発足をしたことに伴いまして、「第五次山口県保健医療計画」における保健医療圏域が改定をされまして、旧美東町・旧秋芳町はこれまでの山口・防府圏から、宇部・小野田保健医療圏へと変更されたことは、先ほどの議員の御質問にあったとおりでございます。

しかし、救急医療につきましては大変重要な事項であり、市民の皆様が迅速で適切な救急医療が受けられるよう、医療機関への受診動向、救急時の搬送時間等を含め、市民の皆様の安心と利便性を考慮し、今までどおり美東・秋芳地区におきましては山口地域、また美祢地区は宇部・小野田地域に属することとされまして、美祢地区は美祢市立病院、山口労災病院等宇部・小野田地域の11医療機関で、また美東・秋芳地区は山口赤十字病院等山口地域の3医療機関で対応しておるところでございます。

今後とも、県、医療機関、消防等関係機関との連携を図り、二次救急医療体制のさらなる強化に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次の「食の安全面」からの学校給食への取り組み状況については、後ほど教育長より答弁をいたさせます。

2点目の少子化問題に関する子育て支援についてであります。

まず、地域協働での子育て支援についてでございます。

近年、核家族化が進むにつれまして、子育てを支える地域社会の結びつき、また子供に対する関心が薄くなってきておるとともに、子育て家庭の孤立化が危惧をされているところでございます。

特に、乳幼児を在宅で養育しておられる家庭においては、外出することもままならず、地域との関係も希薄になりがちでありまして、子育てに関する相談相手は主に配偶者や親族といった身内が中心で、隣近所の人や保育士、教員など、地域の人とのかかわりが少ない状況にあるというふうに思っております。

一方、子育てに関する情報収集については、近所の人、友人といった口コミが主な手段となりますけれども、近所づき合いが希薄化をしている状況においては十分な情報は得られないと、得られていないというふうに思われます。また、子供とのつながりが深い保育所や幼稚園、学校との接触が少なく、情報収集の手段が限られてしまうために、結局はマスメディアからの一般的な情報に頼らざるを得ない状況に陥っていると思っております。

このため、子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、地域における子育て支援のネットワークを広げるとともに、住民同士が支え合って子育てを行っていただけます環境づくりが必要というふうに考えているところです。

従いまして、子育て家庭に対しまして、きめ細やかな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することはもちろんですが、県民総参加による子育て支援を進めるために、山口県が平成19年10月に制定をいたしました「子育て文化創造条例」に基づき、養成をされました2名のコーディネーターを中心に「やまぐち子育て県民運動美祢市推進会議」を整備するとともに、昨日の一般質問でもお答えをいたしましたファミリーサポートセンターの早い時期での開設と併せまして、地域全体での協働支援ができるよう取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、仕事と子育ての両立支援についてであります。

最初に、現時点での保育体制の拡充による具体的な取り組みについてでありますけれども、保育所に関しましては、公立が10園、私立が4園ありまして、現在のところ園によっては保育士が不足している関係で受け入れができない年齢層があるものの、入所待ちの児童はいない状況でございます。

一方、児童クラブに関しましては、7カ所で実施をしておりますが、大半のクラブにおいて定員に達している状況でございます。

今後、いずれの利用者の要望も多様化していくと思われませんが、要望にこたえられるべく積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、両立支援に取り組みを促進する事業者に対して支援策を講じる考えはあるかについてでございます。

仕事を持つ保護者にとっては、仕事と子育ての両立は大変なことでありまして、事業者のみならず、地域を初めあらゆる面からの支援が必要であるという認識を持っております。

今後においても、国や県が行う事業者への対策を見極めまして、市として支援策を講じることができるかどうかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、乳幼児医療制度の年齢要件及び妊婦一般健康診査の公費負担回数の拡大についてであります。

最初の乳幼児医療制度についてであります。この制度は県によって年齢要件等が異なっており、山口県においては、就学前の児童を対象に、児童の父母の前年度における市町村民税の所得割額が合算で13万7,600円以下であれば医療保険の自己負担分について公費負担 公の負担ですね、公費負担するものであります。

お尋ねの年齢要件につきましては、合併前の旧秋芳町が1歳未満に係ります所得制限を撤廃をしており、先ほどの市民税の基準額を超えた所帯に対して新市単独策として所得制限を撤廃をしたところであります。

今後さらなる年齢要件の緩和などにつきましては、財政状況を踏まえつつ、医療費負担の軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、妊婦一般健康診査の公費負担回数の拡大についてでございます。

近年、安心・安全な出産についての妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっておるところでございます。また少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減が求められておりました。妊娠・出産に係る経済的不安を軽減をいたし、積極的な母体及び胎児の健康の確保のため、公費負担の充実を図る必要が指摘をされておるところでございます。

このため、国においては、平成19年度の地方財政措置によりまして、少子化対策についての措置が図られまして、この中で妊婦健診につきましては、5回程度の公費負担を実施することが原則であるとされたところでございます。

これによりまして、美祢市においてもこれらの重要性をかんがみまして、平成20年度 ですからことしからですね、妊婦健診の公費負担の回数をこれまでの2回から5回に拡充をしたところでございます。

今後さらなる拡充につきましては、財政が非常に厳しい折でもありますので、慎重に協議をいたしまして、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

安全・安心なまちづくりに関しての学校給食にかかわる取り組み状況につきましては、教育長に後ほど答弁をいたさせます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 福田教育長。

〔教育長 福田徳郎君 登壇〕

教育長（福田徳郎君） 高木議員の「食の安全面から学校給食の取り組み状況について」の御質問にお答えいたします。

学校給食においては、子供たちの「食の安全」を守るために、「学校給食衛生管理の基準」に基づき衛生管理を徹底しております。

昨年度末以降に発生いたしました中国産冷凍ギョーザを原因とした健康被害事案を初め、冷凍加工食品から農薬が検出された事案や異臭が確認された事案が相次いで発生したことから、学校給食の衛生基準について、平成20年7月10日に一部改定がなされました。このことは先ほど議員がおっしゃったとおりでございます。

主な改定点を述べますと、第1点目は食品の購入であります。これは、納入業者等の衛生管理として、原材料のみならず加工食品についても、微生物及び理化学検査の結果の提出を求め、納入業者だけではなく製造業者も対象としたものであります。また「生産履歴」等の提出を追加しております。食品の選定については、明らかでない場合には使用しないこととする事項として「販売業者の名称や所在地」、「保存方法」、「使用原材料」を加えたものであります。

第2点は食品の検収・保管であります。これは、検収の際に点検や確認を行う事項として「製造業者名及び所在地」、「保存方法」、「異臭の有無」、「ロットに関する情報」を追加し、包装容器等の状況確認は「箱や袋の汚れや破れ等」を例示し、「記録保存期間は1年」と定めたものであります。ロットと申しますのは、同一条件で製造した製品の集まり、いわゆる生産単位でございます。

第3点目は、これも先ほど御説明があったとおりでございますが、検食でございます。これは検食の方法として「児童・生徒の摂食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合は給食を中止するとともに、速やかに共同調理場に連絡すること」としたものであります。

第4点目としましては、「伝染病・食中毒等発生の予防及び発生時の対応」であります。これは、学校給食による健康被害の集団的発生のおそれがある場合にも文部科学省に報告することとしたことであります。

本市学校給食においてもこの基準を遵守し、使用加工食品の選定及び検収・保管、検食時等の点検管理に細心の注意を払っているところであります。

また、衛生管理のさらなる徹底のために、給食調理員の研修会への参加、衛生講習会の開催等、職員の資質向上にも努めております。

今後とも、児童・生徒の食の安全のために、学校給食衛生管理の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） 各質問に対しまして、市長さんまた教育長さんからの御丁寧な回答ありがとうございました。皆さん大変お疲れのところ、また議場の蒸し暑さで大変申しわけございませんけれども、多少再質問させていただきたいと思います。

まず、AEDの整備についてでございますが、先ほど申されたように随分整備がなされております。公共機関あるいは学校等が主にされておりますけれども、全国で12万台整備されておると言われておりますけれども、美祢市として、学校はもちろんのことでございますけれども、公共施設を含めたおよその目標台数というものももし設定されておればお伺いをしたいと思います。

副議長（河村 淳君） 田辺総務部次長。

総務部次長（田辺 剛君） 只今の高木議員の御質問のございました美祢市においてAEDの設置目標は何台かということでございますが、具体的な数字は現在のところ定めておりません。ただ今年度、今回の9月議会において先ほど議員も言われたように小中学校すべてに配備するように補正予算を計上しておるところであります。

以上です。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございました。それでは、先ほど市長さんもおっしゃいましたけれども、講習会等の実施はしっかりやるんだというようなお話でしたが、これは質問ではございませんけれども要望として1点ほど申し述べたいと思います。

小中学校あるいは公共施設等だけでは限界があるかと思っております。先ほどお話のありましたように多人数が集まる場所、スーパーあるいは多くの従業員を抱える事業所等、そうしたところにもやっぱり働きかけと呼びかけというのは必要ではなからうかと自分では思っております。そうしたことで、また、それに加えて、設置した場所のマップとかそういったものもやっぱり周知する必要があるかと思っております。実際に起きた場合、有事の際にどこにあるかわからないというようなことでは、せっかくの器械がむだになるということもありませんから、この辺のことをしっかりよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、2次救急体制の件でございます。この件につきましては、美東町の議員さんも法定協におきまして再三再四要望を出されておったところでございます。地域住民にとりまして宇部・小野田地区への救急搬送になりますと、どうしても地域の実情あるいは救急性を考えたときに、どうしても支障を来すというようなことでございます。先ほど御答弁によりまして大変、美祢市民の方も大変安心を得られたのではなかろうかと思っております。調整にいられた関係者の皆様方に心からお礼を申し上げたいと思っております。

次に、学校給食の取り組みについてでございます。この取り組み状況につきましては、管理基準に沿ったマニュアルもつくっておられると感じておりますし、方針にのっとって実施されておると理解しております。

さて、このたびの改定の発端になりましたのは中国製の食材を含むものでございまして、親御さんも大変不安感、不信感を抱いていらっしゃるかと察しております。こうした不安というものを払拭するには、やはり農産物につきましては特に地産地消というものがクローズアップされております。やはり地元でできた新鮮で安全な、そして旬なものを取り入れるということだろうかと思っております。そうしたことで子供たちが地域の食料の生産あるいは消費、そういった状況も知り、ひいては郷土愛をはぐくむといったことに発展はしないかと淡い期待も寄せているものでございます。

そこで、再質問として2点お伺いをしたいと思っております。

学校給食の米飯につきましては6月の議会において御質問また答弁もございました。ここでは割愛させていただきますが、美祢市は農産物の宝庫であります。年間を通しての安定的な供給というものは大変困難さがあるかと思えますけれども、月にどのくらいの回数地元産というものを取り入れていらっしゃるか1点お伺いいたします。

それから2点目につきましては、学校において、このたび問題となりました中国製の食材、過去に仕入れられた実績というものがあるかどうか、その辺、この2点についてお伺いをいたします。

副議長（河村 淳君） 福田教育長。

教育長（福田徳郎君） 只今の地産地消ということでございますが、今おっしゃられたとおり地産地消は、新鮮な食材を売るだけではなくて、地域の実情が子供たち

に直接わかるということで、大変意義深いものだと思っております。月に何度かということにつきましてはちょっと手元にデータがございませんが、そういったことが可能な限り取り入れるようにしておるところでございます。

それから、中国の食材につきましては、わずかではあるが使っております。特に豆だとか、インゲン豆だとかニンニクだとか、そういったものを月に1回程度使ったと、そういった事情がございます。

以上でございます。

副議長（河村 淳君） 高木議員。

4番（高木法生君） ありがとうございます。できるだけ地元産のものを月に何回か設定をされて使うのもできるんじゃないかなと思うっております。今後も学校給食の安全・安心の確保に一層の御努力をお願いしたいと思っております。

最後に、いろいろ子育て問題もありましたが大変時間も押しておりますので1件、要望になるかと思えますけれども申し述べたいと思えます。

乳幼児あるいは妊婦健康診査についてのことでございますけれども、御答弁のとおり乳幼児医療費制度の助成拡大は合併後に行われたということ。妊婦一般健康診査につきましても、改正後間もないというようなことで、私も十分承知しておるところでございます。しかしながら真にこれでよいというようなことはないと思われましますし、可能な範囲で前向きな協議・検討を期待したいと思っております。

一つの例を示せば、乳幼児医療制度について段階的に3年というような助成ができない、無理ということになれば、社会保険等で伴う個人負担が30%、そのうちの20%は市が負担するんだと、あとの10%について個人負担でお願いしたいというような区切りもつけられるんじゃないかなと思うっております。

そういった面でいろんな検討をされ、財政状態も踏まえられまして、身の丈に合ったような負担軽減等を要望いたしまして、私のすべての質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

副議長（河村 淳君） これにて通告による一般質問を終結いたします。

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後2時20分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年9月5日

美祿市議会議長 秋山哲朗

美祿市議会副議長 河村孝

会議録署名議員 原田茂

" 佐々木隆義